

令和6年第4回邑楽町議会定例会議事日程第2号

令和6年12月10日（火曜日） 午前10時開議
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（１４名）

1 番	山 本 裕 子	議員	2 番	三ツ村 由 紀	議員
3 番	武 井 清 二	議員	4 番	新 村 貴 紀	議員
5 番	神 山 均	議員	6 番	蟹 和 孝 一	議員
7 番	佐 藤 富 代	議員	8 番	小久保 隆 光	議員
9 番	黒 田 重 利	議員	1 0 番	瀬 山 登	議員
1 1 番	松 島 茂 喜	議員	1 2 番	塩 井 早 苗	議員
1 3 番	原 義 裕	議員	1 4 番	松 村 潤	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

橋 本 光 規	町 長
関 口 春 彦	副 町 長
小 林 淳 一	教 育 長
石 原 光 浩	総 務 課 長 (選 挙 管 理 委員会書記長)
齊 藤 順 一	財 政 課 長
小 沼 勇 人	企 画 課 長
横 山 淳 一	税 務 課 長
山 口 哲 也	住 民 保 険 課 長
金 子 佐 知 枝	福 祉 介 護 課 長
田 中 敏 明	健 康 づ くり 課 長
川 島 隆 史	子 ども 支 援 課 長
金 井 孝 浩	農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長
小 島 拓	商 工 振 興 課 長
石 原 薫	建 設 環 境 課 長
新 島 輝 之	都 市 計 画 課 長
野 中 和 也	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長
松 崎 澄 子	学 校 教 育 課 長
藤 田 和 良	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

中	繁	正	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開議の宣告

○黒田重利議長 これより本日の会議を開きます。

〔午前１０時０２分 開議〕

◎一般質問

○黒田重利議長 日程第１、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 神 山 均 議 員

○黒田重利議長 ５番、神山均議員。

〔５番 神山 均議員登壇〕

○５番 神山 均議員 おはようございます。議席番号５番、神山均でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、全国各地の記録的な豪雨によって被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。被災された地域の日も早い復興をお祈り申し上げます。

これより令和７年度の予算編成を踏まえまして、要望も含めて質問をさせていただきます。まず、教育・子育て支援についてです。邑楽町第六次総合計画は町の最上位計画で、全ての計画の基本となります。この計画の最重要施策は、子どもを産み育てやすい環境の整備と産業振興の推進であると町民公聴会でも改めて説明がありました。最重要施策の一つ、子どもを産み育てやすい環境の整備は、言うまでもなくこれからも切れ目なく取り組むべき最重点施策と考えます。これから申し上げますが、小１の壁の改善、そして学校給食の無償化、役場の日曜開庁の実施について、スピード感を持って実現してほしいと思います。

それでは、学校教育課長にお伺いをいたします。小１の壁という働きながら子育てをする家庭にとって直面しがちな問題です。このことをどのように捉えておりますか。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 答えいたします。

小１の壁の問題を学校教育課長としてどのように捉えているかというご質問でございますが、まず子どもたちにとりましての小学校への入学は、保護者による送迎に代わって徒歩通学となったり、慣れない環境での学校生活が始まったりと、楽しみだけではなく緊張感も伴う生活のスタートでございます。日中の生活リズムがそれまでとは変化するため疲れやすく、入学当初には園児の頃より夜に早く眠くなる子も多いと聞きます。

保護者にとりましては、子どもたちの体調管理に目配りや気配りが欠かせない時期でございます。小学校入学後の子どもたちの様子を見守りながらの体調管理、それに加えて小1の壁と言われる問題にも翻弄されるとすれば、個人の捉え方により一概には言えないのかもしれませんが、保護者にとってまさに壁なのだと思います。子育てにおいて壁は幾つもあると思いますし、壁の内容も様々であると思いますが、幾つもある壁に直面したときに家族や友人、民間や行政のサービスなどにより何らかの形でその人に合った支援を受けられるなら、保護者にとっての安心感が増し、結果的に子どもたちの心の安定につながると考えます。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。保育園とか幼稚園とかそちらのほうの方から見た小1の壁というのは、例えば子どもが保育園に通っていたときには早朝保育や延長保育などによってできていた仕事と子育ての両立が、小学校に通い始めた途端に難しくなることを言うのかなと思います。小学校は、保育園のときよりも預かってもらえる時間が短いことなどが原因かというふうに思います。

それでは、また再度学校教育課長のほうにお伺いしますが、小1の壁の改善策の一つとして、小学校での朝の校舎開放時間や教室開放時間を早めていただく必要があると思います。現在は何時からとなっておりますか。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

町内4つの小学校では、朝の校舎開放時間と教室開放時間は同時刻となっております。7時50分としている学校が2校、8時としている学校が2校でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、子ども支援課長のほうにお伺いをいたします。

小1の壁を改善するためには児童館にも協力をお願いすることになりますが、児童館における放課後児童クラブ登録者が利用できる時間帯を教えてください。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

放課後児童クラブ登録者の利用時間は、平日は下校時から最長18時30分までです。土曜日は8時30分から最長18時30分まで、長期休業期間中は8時から最長18時30分までです。なお、土曜日と長期休業期間については、事前に利用期間を申請していただくことが必要になります。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、教育長にお伺いをいたします。

小1の壁への改善策としては、児童が朝7時に校舎内に入れるよう改善をお願いをしたいというふうに考えております。また、教員の働き方に配慮して、各小学校に新たに町で見守り員を2人配置し、児童はある一定時刻まで空き教室等を利用して自習をするなどをして過ごすという改善策ですが、実施する場合の学校側の課題などがあればお話しください。

○黒田重利議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

朝7時に子どもを校舎内に入れる場合の問題点としまして、子ども同士のトラブルをはじめ体調不良の子ども、不審者が出た場合の対応、事故やけがをした際の対応など想定しておかなければならないことは多々考えられます。子どもたちを見守るのが教員であるか否かにかかわらず、子どもの安全を守るためのもろもろの配慮が何よりも大切だと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。実際に行うことになった場合には、まだまだいろいろな問題点を改善する必要があるかなと思いますが、それでは町長のほうにお伺いいたします。教員の長時間労働が問題視される中、教員の働き方改革を考え、朝の児童の居場所を確保しつつ教員の負担も増やさないためにはどうすればいいかの改善策は、先ほどと若干重複いたしますが、各小学校に新たに朝7時から校舎を開ける業務や、また子どもの見守りを行う見守り員を町雇用で2人配置し、空き教室などを利用して、児童はある一定時刻まで自習等をして過ごすという学校側への対応策、そして児童館の小1の壁の改善策としては、土曜日、長期休業期間等において、朝7時から利用開始時間を変更するという対応策でございます。小学校に上がっても保護者が就労環境を変えずに継続的に働き続けるためにも、学校の中で預かってもらえる安心感というのは代え難いものだというふうに思います。呂楽町に住んでよかったなど、地域の魅力発信にもつながるとともに、町への子育て世代の定住化の促進、新たな流入人口への方策など大きな子育て施策の柱になると思います。こういう対応はできないものでしょうか。町長、お願いいたします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 ただいまご質問をいただきました各小学校に新たに見守り員2人を配置するというところでございますけれども、先ほど教育長が答弁したとおり、見守り員2人だけで対応する場合に様々な子どもの安全の確保というところでは懸念があると現状では言わざるを得ないのかなと思っ

ております。保護者に対する支援ということでは何よりなのかもしれませんが、まずは子どもたちの安全が最優先されるべきであろうというふうに考えております。学校は、朝7時からの居場所としては大変都合がよくて便利な建物かもしれませんが、やはり慎重に検討をしていかなくてはならないと思っています。

近年は、各職場においても労働環境や労働条件の整備が進んでおりますので、そういった子育ての環境については、学校だけで対応するというのではなくて、やはり社会全体で対応していくべきかなというふうに思っています。

また、児童館の土曜日、長期休業期間中の朝7時からの利用開始時間の変更ということでございますけれども、現在、土曜日あるいは長期休業期間中につきましては、会計年度任用職員が出勤して対応しておりますけれども、ここは労働力の確保という点でやはり課題もございますので、引き続き慎重な検討が必要かなというふうに思っております。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。小学校入学と同時にパート勤務や転職等の勤務環境を変えざるを得なくなるなど、これまで積み重ねてきたキャリアを生かせない、そういう面では大変気の毒かなというような部分もございますので、行政でできることは手を差し伸べていいのではないのでしょうかというふうな思いがございます。

それでは次に、学校給食費の無償化について町長にお伺いします。近隣自治体では、令和7年度より小中学校7校の学校給食費を無償化にするとの発表がありました。事業費を盛り込んだ当初予算案を来年3月の定例議会に提出するとの報道がございました。去る6月定例会において、引き続き近隣の状況も注視しながら、この問題、学校給食費の無償化については、他の自治体に後れることがないように対応を図っていく必要があると思っていますので、また教育委員会部局と引き続き協議を重ねて対応していきたいと、現状でこのように考えていますと町長は答弁しております。令和7年度より小中学校の学校給食費無償化を実現してほしいと思いますが、町長のご見解をお聞かせください。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

私もできれば議員と同じような気持ちで、全部無償化という対応をしたいところでございますけれども、最大の問題は何といても財源の確保というところかなというふうに思っています。ご存じのとおり、学校給食費につきましては賄い材料費だけではなくて、給食センター方式でやっております当町におきましては、給食センターの設置費、管理運営費含めまして。それから職員の人件費、これらについては全て公費で対応していて、実際に保護者の皆様からご負担いただいておりますのは賄い材料費ということになります。この賄い材料費ですけれども、現在では約1億1,000万

円ほど町のほうでは経費としてかかっておりますが、その1億1,000万円のうち児童生徒からいただいている部分が約半額の5,500万円程度、これは第2子以降が無償化になっておりますので、第1子分で全体の半額というところをご負担いただいているわけです。ここを無償化ということになれば、これが単年度ではなくて毎年度町の財政負担ということになりますので、これは当町だけではなくて、ほかの全国の自治体も同じように全額無償化したいという気持ちはありますけれども、やはり義務教育課程ということであれば、国のほうが何らかの財源の措置、こういったところが行われないと今の当町の中では非常にちょっと難しい部分もあるのかなというふうに感じております。しかしながら、隣の町でまた無償化というふうに、これが全県的にやはり広がっていくような動きがあれば、当町としても全体の財源のバランスを見ながら、この対応については引き続き検討を進めなければならない課題かなというふうに思っております。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。昨今の国の対応策という部分では、何日か前の国会の総理の答弁等を聞いた中では、なかなか国においては、この給食費の無償化というのはまだまだかなというようなことで、まだ実態調査をしているような、そのような段階なのかなというような理解がございます。何とか、前も同僚議員からも質問がございましたけれども、ぜひ前向きにこれから実現できるようにお願いをしたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移りますが、町の文化財や伝統芸能等への支援について、生涯学習課長にお伺いをいたします。町指定重要無形民俗文化財として長柄神社の里神楽、そして天王元宿祇園祭りがありますが、指定を受けるための要件について教えていただきたいと思います。

○黒田重利議長 藤田生涯学習課長。

〔藤田和良生涯学習課長登壇〕

○藤田和良生涯学習課長 お答えいたします。

まず、国の重要無形民俗文化財指定基準として、民俗芸能のうち特に重要なものが3点あり、1点目として芸能の発生または成立を示すもの、2点目として芸能の変遷の過程を示すもの、3点目として地域的特色を示すものがあります。これら3点に準じまして、町にとって重要なものを重要無形民俗文化財に指定しております。具体的には、古くから、おおむね近世ほどからになりますが、伝わり続けたこの地域のもので特色があり、経歴や変遷が分かるものなどが指定の基準となります。指定により保存、継承への意識を高め、今後も伝承されていくことを趣旨として考えています。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

それでは続いて、指定重要無形民俗文化財への国、県、町等の支援制度があれば教えていただきたいと思います。

○黒田重利議長 藤田生涯学習課長。

〔藤田和良生涯学習課長登壇〕

○藤田和良生涯学習課長 お答えいたします。

まず、国指定、県指定、町指定重要文化財について、それぞれ補助金等の支援制度があり、国指定では国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、県指定では群馬県文化財保存事業費補助金、町指定では邑楽町指定文化財保護管理事業補助金があります。このうち無形民俗文化財への支援制度は、国では地域固有の伝統芸能及び民俗芸能を対象とする地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業があります。また、県では「群馬のふるさと伝統文化」支援事業補助金があります。町においては、邑楽町指定文化財保護管理事業補助金による支援として、町指定文化財の管理、修理、復旧、その他保存に必要な事業への経費を対象として、補助対象経費の2分の1または25万円のいずれか少ない額を上限とする制度があります。

最近では、指定重要無形民俗文化財伝承教室による支援として、コロナ禍における活動休止や担い手不足への支援策として、令和3年度から町指定重要無形民俗文化財伝承教室を年15回開催し、後継者の育成を支援しております。

また、平成29年度から邑楽町伝統芸能フェスティバルを開催し、地域のコミュニティの活性化、後継者育成を目的としております。さらに、地域のお祭り、それから中央、長柄、高島公民館のお祭り、町民文化祭などでの発表の機会の創出が地域コミュニティの活性化並びに後継者育成につながるものであると考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

現時点では、重要無形民俗文化財として、町指定までにはいかないものの、町内には伝統芸能に該当する団体があります。団体によっては構成員の高齢化が心配され、一例を挙げれば、八木節という伝統文化を地域に残していくこと、守っていくことは容易ではないと思います。日本舞踊、箏曲、音楽、演劇など幅広い芸能、いわゆる舞台芸能創造活動との区分というか線引きが難しいということもあるようです。県には、「群馬のふるさと伝統文化」支援事業補助金に伝統文化継承活動事業として道具の購入や修繕があるのは承知していますが、邑楽町ふるさと伝統文化継承支援事業補助金交付要綱、仮称ですが、を新たに制定し、保存、継承等に必要な事業への経費を対象とする補助制度ができないでしょうか。

○黒田重利議長 藤田生涯学習課長。

〔藤田和良生涯学習課長登壇〕

○藤田和良生涯学習課長 お答えいたします。

まず、一例を申し上げますと、八木節団体につきましては、企画課所管の協働のまちづくり活動

支援事業補助金の地域の歴史及び文化の保存及び活用に関する事業のメニューでの交付実績がございます。新規会員への舞台発表を目指すまでの支援活動実施を支援団体に計画、実施してもらい、その中での経費について補助しております。議員ご指摘のとおり、伝統的な郷土芸能につきましては担い手不足や資金不足による活動停止の危機に瀕している状況が続いていることから、町づくり、地域コミュニティの活性化、人づくりに大きな貢献が期待できる郷土の伝統芸能、民俗芸能に対する支援を国や県の事業内容を参考に、また協働のまちづくり活動支援事業補助金のPR並びに趣旨を参考に、調査検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。何とか支援を、そういうものができればなというふうに思います。

それでは、また別な質問でございますが、役場の日曜開庁についてお伺いをいたします。共稼ぎの子育て世帯や勤務環境などにより、平日に役場へ手続に来るのが難しい方々にとって、役場が日曜日に開庁していればと願う方も少なくないと思います。特に子育て中の家庭にとっては、その思いが強いのではないのでしょうか。子育て世帯への配慮や地域社会のニーズに応えるため、日曜日に開庁することで住民生活をサポートすることにもなり、公共サービスの質の向上につながると思います。小1の壁の改善、給食費の無償化、役場の日曜開庁を実現することは、子育て世代の定住化や流入人口の増加に大きく貢献できるものと考えます。昨今、土曜日あるいは日曜日、月に1日あるいは第2、第4の2日、午前中のみで開庁している自治体があります。月1日、日曜日の午前中だけでも住民保険課、子ども支援課ほか転入、転出業務も含め、一部窓口の開庁を実施していただきたいというふうに考えております。

それでは、総務課長にお伺いをします。現在役場での閉庁時の対応を教えてください。

○黒田重利議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えをいたします。

現在、町では土曜日や休日における開庁につきましては行っておりませんが、住民票や戸籍、印鑑証明などの交付につきましては、毎週火曜日に窓口を午後7時15分まで延長して行っております。また、平日に交付申請に来られない人のために電話予約により夜間及び休日に交付を行っております。令和4年4月からは、役場に来庁しなくてもコンビニエンスストアでも取得することができるようになっています。また、証明書の交付以外でも各課の相談業務、あるいは各種申請手続など事前にご連絡をいただければ時間外でも対応をさせていただいております。しかし、マイナポータルを利用しました24時間対応できる業務も一部ございますが、土曜日や日曜日などにつきましては対応できていない状況であります。議員ご指摘のとおり、やはりお仕事をされている人にとって

は、土曜日あるいは日曜日に役場が開いているということは便利であると、私自身もそういった認識ではおります。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

それでは、町長にご見解をお伺いしますが、日曜日午前中の一部役場開庁についてお伺いをいたします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

日曜日午前中の窓口の一部開庁というようなお話ですけれども、先ほど総務課長が答えたとおり役場の閉庁時の対応というのも現在進められておりまして、むしろ今は窓口に来ていただいて何か手続を取るよりも、いわゆるマイナンバーカードを利用したマイナポータルでの手続であるとか、そういった電子化の流れのほうが加速化しておりますので、今後はよりそちらのほうに手続についてもシフトしていくのかなというふうに思っております。現在マイナポータルでは、例えば転出入届だけでなく、児童手当、介護保険の申請など26手続ほどできるようになっておりますけれども、今朝の上毛新聞にも出ておりましたが、本町のほうでは既に全て国の示す手続については、オンラインでできるように対応はしております。今後もそういった流れが出てくるかなと思っておりますので、現在のところ日曜日午前中の開庁については、それほど町民からのニーズも寄せられておりませんので、すぐに対応ということは考えていないというのが現状でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。今の町長のほうからも26種類の手続についてというようなお話がありましたけれども、今朝の新聞報道でもそれらの紹介がありました。子育て、介護関係で申請件数が多いなど、利用頻度の高い26種類の手続について、2024年3月末時点で全てオンライン手続が可能である県内市町村が、邑楽町も含め12市町村あるというふうな公表がありました。そういう面では、これから他の自治体に後れを取らない住民サービスというものを心がける必要もあるかなと思う一方、町長の去年の12月のお話の中でも、全ての町民のため、若さを生かしたスピード感と柔軟性のある施策をさらに展開していただきたいと、そんなふうに思います。

それでは、別な質問に移りまして、ヤード条例の制定についてお伺いをいたします。去る10月8日にヤードに関するアンケート調査結果の新聞報道がありました。この新聞記事には、使用済みの金属やプラスチックなどの再生資源を集めて保管する屋外保管事業場、ヤードについて県が全市町村を対象にアンケート調査をした結果が掲載されています。この調査結果として、ヤードの設置を把握していると回答したのは邑楽町も含め22市町村、計150か所あるということが分かりました。

それでは、建設環境課長にお伺いします。町では、新聞報道されたヤードの件数及びそのほか町で把握している自動車関連の屋外保管事業場等の件数などを教えてください。

○黒田重利議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えします。

新聞に掲載されたヤードの調査の定義は、周囲を鉄板で囲ってあるないを問わず、金属、プラスチックなど保管されている事業所の調査結果でございました。邑楽町では11か所を把握しており、全て周囲を鉄板で囲われている状況です。

また、自動車関連の屋外保管事業場につきましては、使用済み自動車の引取り等の許可を受けている事業場が12、そのうち周囲を鉄板で囲われている事業場は7です。また、その許可を受けた中で、自動車の解体の許可まで受けている事業場は8、周囲を鉄板で囲っている事業場は7でございます。

以上です。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、引き続きこれらの事業場においての苦情等はどのような内容でしょうか。

○黒田重利議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

令和6年度において、事業場に対する直接の苦情は受けておりませんが、令和5年度までの状況としますと、高積みに関するもの、飛散、流出に関するものがございました。その他に、鉄板で囲われることや外国籍の方が行う行為による不安、心配といった苦情や相談につきましては、現在設置されているもの以外も含め、これからヤードを設置する場合などもありますので、多数寄せられている状況です。

以上です。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。11月の公聴会においても、ヤード条例制定の切実な願いがありました。全国的にヤードで問題になっているのは、集められたスクラップの扱いです。流出した油による土壌や水の汚染、破碎時の騒音、スクラップの山が崩落する危険性、また運搬する車の往来、さらにこれらを規制する条例等が未整備であるなど複合的な要素が相まって、地域住民の不安や心配などが助長されているようでございます。

それでは、町長のほうにお伺いをします。使用済みの金属やプラスチックなどの再生資源を集めて保管する屋外保管事業場、そして自動車関連、使用済み以外のものを含む資材、機械、機器、器

具等を屋内に保管する資材置場の設置に関して規制するなど、再生資源、自動車、資材置場に関することを包含するような町独自の条例を早期に制定していただけませんか。町長のご見解をお伺いします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

このヤードの問題ですけれども、現在呂楽町でも非常に増えている状況がありまして、町としても大変危惧しているような状況であります。しかしながら、このヤードについては、法令でそもそも規制をしておりませんので、禁止ができない。いわゆる条例を制定したとしても、例えば高さであるとか周囲の景観上の問題であるとか、そういったものを事細かに数値で定めるというような条例になろうかと思えます。現在この条例ですけれども、群馬県として非常に問題視をしておりまして、自動車の保管ヤードあるいは再生資源のヤードにつきましては、別個にそれぞれ制定するような動きがありまして、関東におきましても埼玉県、千葉県、茨城県では既に制定済みというふうになっているようでございます。群馬県知事のほうにも、そういった状況を踏まえまして私のほうから直接、これは呂楽町固有の問題ということではなくて県内全体での問題でもあるので、群馬県として早期に条例を整える必要があるのではないかというようなお話を申し上げまして、現在群馬県としてこの条例制定を早期に進めるような動きがあるというような状況でございます。よって、町としましても、群馬県の条例の内容を踏まえて、不足があつて独自に定める必要があれば、呂楽町としてさらにまた独自の条例を制定していきたいと、現在ではそのように考えております。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。先月、群馬県警におけるヤード規制条例の骨子案が発表され、その骨子案については県内外で発生する車の盗犯防止を図るための条例制定というようなことでございます。そして、県のほうでは10月8日の新聞報道による県の対応としては、10月7日の県議会循環型社会構築に関する特別委員会でのそのような調査結果の報告があり、委員会からは、「今しっかり規制しないとヤードが増え、県民の生活が脅かされる」と条例制定の声が上がったとのことです。県は、周辺環境の悪化や犯罪防止に向けて、ヤードを規制する条例制定に関しては慎重に見極める方針で、今後生活環境への影響を把握するために実態調査を実施するというような段階のようです。調査後、生活環境への影響を把握した上で、県警が制定する方向の2つの条例と連携できるよう検討していきたいという形ですので、県警が令和7年条例制定となっても、施行は実際には令和8年かなというふうに思います。県は、現時点では実態調査の段階で、見通しが実際には立っていない。町が県の条例制定を待つ必要な取組となると、早くて令和8年度中かなというふうに想像するわけですが、今から早急にこの辺を検討していかないと、なかなか令和7年中に独自の条例制定というのは当然難しいのかというふうに思いますけれども、そういう

面では少しずつ、この条例制定をするにしても半年とかという期間ではなくて、1年とかある程度そういう長い期間検討する必要があるかなと思いますから、少しでも取り組んでいただいて、実際に必要になった場合のことを踏まえて検討を進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。町社会福祉協議会との連携についてです。福祉介護課長にお伺いをします。これから年末年始にかけての対応についてですが、役場は、土日はもちろん、年末年始が閉庁となり、宿日直の対応となります。この間、役場に日々の生活に困窮している方などが相談に訪れることになるかもしれません。地区の役員さんも緊急的に役場担当者に相談したいことも予想されます。緊急的な事柄であるなら休み明けに対応することなく、まずは会って話を聞いていただくことも重要だと思います。このようなことに即対応するために、ぜひ事前に職員の連絡体制の確認や必要な準備をお願いしたいと思います。課長が、担当者が対応すればいいではなくて、複数人での対応はもちろんのこと、年末年始とはいえ社会福祉協議会職員にも協力依頼することと言うまでもございません。社会福祉協議会には正式な依頼文書のほか、会長さんにも理解いただき、各職員の連絡体制や必要な準備を整えることが肝要でもあります。暮れから正月にかけての担当課としての対応や社会福祉協議会との連携についてご説明ください。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

役場では、夜間、土日、祝日及び年末年始の閉庁時には宿日直者がおりますので、緊急の際は福祉介護課職員へつないでくれるよう連絡体制を整えております。

また、社会福祉協議会においても、確認したところ、年末年始の対応については、社会福祉協議会内の各事業の担当間で連携体制整備を行っているとのことでした。年末年始の対応につきましては、社会福祉協議会に対しまして正式な依頼文書は送達しておりませんが、確認しております。年末年始にかかわらず、今後お互いに情報を共有しながら連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

関連でございますが、令和6年度社会福祉協議会の運営費補助金として1,635万5,000円を予算計上していますが、補助要件やその用途及び町と社会福祉協議会との関わり合いなどについてご説明ください。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

社会福祉協議会への補助金でございますが、呂楽町社会福祉法人補助金交付要綱で定められております。補助要件につきましては、第4条において「補助金の額は、予算の範囲内の額とし、補助対象経費の総額の2分の1に相当する額を限度とする」と定めております。

また、使途につきましては、第3条において「補助対象経費は、補助対象法人の運営及び当該補助対象法人が実施する次の号に掲げる事業に要する経費のうち、人件費、事業費、事務費、分担金及び助成金とする」とし、「(1)、社会福祉に係る広報啓発事業、(2)、ボランティアセンター事業、(3)、心配事についての相談事業、低所得者への生活資金貸付事業その他町民の生活を支援する事業として町長が認めるもの」と定めております。

また、町と社会福祉協議会との関わりについてでございますが、福祉介護課では、主なものになりますが、生活困窮者や就労相談の支援を情報共有しながら行っております。また、障害のある方の地域生活支援事業といたしまして、呂楽町地域活動支援センターに通っている方の就労場所の提供や保護者会に参加し、情報共有や意見交換などを行っております。

それから、地域の高齢者の方に対しましては、介護予防事業や見守り配食などをお願いしております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、要望事項でございますが、昨今の物価高騰は放課後等デイサービス、そして子ども関連、介護施設等と大きな影響を受けていると思います。事業者への必要な支援を切れ目なくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、その次の関係でございますが、農業公社の設立についてお伺いをいたします。農業従事者の高齢化や担い手の不足への対応、そして優良農地の有効活用と水田農業の持続的発展のために、自治体によっては農業生産法人格を持った株式会社の農業公社を設立して農作業受委託に関する業務を展開しています。遊休農地の除草作業や通年の農地管理作業の受託、また田植え、稲刈り、耕うんなどの農作業が困難な農家に代わり、農業公社が農作業の一部も代行も行っているというものでございます。さらに、近隣自治体では令和7年1月下旬に株式会社の農業公社設立、同4月の業務開始を目指しているという新聞報道がありました。当初の業務としては、1としては、高齢化などで作業が難しくなった農地所有者の委託で、除草や耕うんといった農地の維持管理、もう一点については、農地を借りて新規就農する耕作者と土地所有者の仲介、3点目としては、耕作放棄地を取得、整備した上で耕作者に貸し付ける取得貸借事業などを想定しているというようなものでございます。

農業振興課長にお伺いをします。それでは、農業公社の前段のお話になりますが、呂楽町第五次及び第六次の総合計画における農業公社は、どのような位置づけでございますか。

○黒田重利議長 金井農業振興課長。

〔金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

初めに、町総合計画における農業公社の記載についてでございますが、第五次総合計画では、農業生産の振興の施策の方向性におきまして、「経済の合理化を促進するために、農業公社の設立を推進します」と記載があり、実施主体は町と農協、目標年次につきましては前期計画では平成22年、後期計画では平成27年として、1か所の設置を目指しておりました。しかし、第六次総合計画では農業の振興など農業に関する施策の項目に農業公社についての記載はなくなり、設立の目標年次などについても示されておられません。代わりに農業経営に関する施策の方向性では、「人・農地プラン」を推進し、また「農地中間管理機構」の活用を推奨することで、後継者不足や耕作放棄地等の解消につながる農業経営を支援します」との記載になっております。そのため、それぞれの総合計画における農業公社の位置づけといたしましては、第五次総合計画におきましては、町として今後の農業経営の高度化や合理化を促進していくために、農協と連携して農業公社を町内に1か所設立することを目指していたと考えられます。一方、第六次総合計画におきましては、町として今後持続可能な農業経営を確立するためには、人・農地プランの推進と農地中間管理機構であります群馬県農業公社の活用を推奨としており、農業公社の設立などにつきましては記載していません。そのため、第六次総合計画での農業公社の位置づけは、その具体的な方向性などについては示していないと考えられます。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

今現在、邑楽町では第七次総合計画について検討をしているようでございますが、ぜひ農業公社について設置の方向に向けてお願いできればと思いますが、町長にお伺いをします。邑楽町においても、当初は高齢化などで作業が難しくなった農地の除草や耕うんといった農地の維持管理からスタートし、次のステージで農作業の代行や耕作放棄地を取得、整備した上で耕作者に貸し付ける取得貸借事業などに取り組む農業公社を設立していただきたいというふうに考えておりますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

現在、町の総合計画は第六次の最終年度というふうに入るところでございますけれども、現在の総合計画の中では人・農地プランの推進、それから農地中間管理機構を活用して町としての持続可能な農業経営の確立を目指しているというようなところでございます。次期の第七次総合計画においても、今度は人・農地プランに代わりまして地域計画という新たな計画の策定がされるわけです。

けれども、今後も持続可能な農業経営を促進していくというところは変わりがないのかなと思って
おります。

農業公社の町独自の設立ということでございますけれども、現在は群馬県の農業公社が存在を
しておりまして、その農業公社の役割としましては、議員もご存じのことかと思っておりますけれども、基
本的には農地の売買、賃貸借、それから管理、交換、担い手の確保、育成、それから未利用農地の
有効活用の取組と、そのようなことになっておりまして、恐らく議員が今質問の中でご指摘したよ
うな中身については、既に群馬県農業公社の事業として実施をされておりまして、町が農業公社か
らの委託を受けまして農地集積、あるいは賃貸借の業務を行って農地の管理保全を行っているとい
うようなところでございます。

近隣の自治体で農業公社を新たに設立したというところでございますけれども、やはり懸念され
るところは財政面、経営面でのリスクというところかなと思っております。近隣、北関東の農業公
社を設立している自治体の財政の状況を担当のほうで確認してもらったところ、やはり全てのとこ
ろが赤字というような状況になっておりますので、今後もそういった先行している自治体の、特に
財政状況を注視しながら、群馬県の農業公社とは別に、さらに独自の事業を行う町単独の農業公社
ができるかについては、研究や町独自としてそういった調査がさらに必要であって、すぐに農業公
社を設立をするというような状況には、今のところないのかなというふうに思っています。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5 番 神山 均議員 今町長のお話でしたが、できれば総合計画の中ではそういうものの
推進について検討いただければなというふうに思います。

それでは、要望事項でございますが、公聴会においてオーガニック給食への要望があり、予算の
問題、そして地産地消を掲げているという現状において、全面的に取り組むことは難しい。できる
ことはないか、それを探していくというところを取り組んでいけたらというようなお話もございま
した。少しずつでも進めていただければと思います。また、オーガニック農業に取り組む農家を増
やしていくということも肝要ですので、さらに農業振興課を中心に取り組んでほしいというふう
に思います。

また、別件でございますが、県の次期県土整備プランの素案が示されたとの報道が最近ござい
ましたが、計画期間内に新たに着手する中心的事業として、利根川新橋の新設など8事業が明記さ
れました。利根川新橋は、現在事業化に向けた測量などの調査中とのことでございます。一方、館林
土木事務所による利根川新橋アクセス道路、仮称でございますが、道づくり通信が11月に発行さ
れました。千代田町と邑楽町で説明会を開催するという内容でございます。アンケートの趣旨や書き
方及び今後の進め方について説明すると言い、アンケート調査の実施に、篠塚地区の5行政区のみ
が対象と書き添えられております。そういう面では、県は利根川新橋とともに将来の道路計画の検
討を始めるとの方針を示しておりますので、町でもルートの選定に当たり、あらゆる方法を駆使し、

町の意向も反映できるよう、期待に沿えるよう進めていただきたいというふうに考えているところでございます。ぜひその辺もお願いをしたいと思います。

それでは、以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午前 11 時 01 分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前 11 時 16 分 再開〕

◎発言の申出

○黒田重利議長 一般質問を行う前に、小久保議員から発言の申出がありましたので、許可します。

小久保隆光議員。

○8 番 小久保隆光議員 一般質問中にタブレットの誤作動がございまして、大変皆様にご迷惑をおかけしました。このようなことのないように注意いたします。失礼しました。

◇ 松 村 潤 議 員

○黒田重利議長 引き続き一般質問を行います。

14番、松村潤議員。

〔14番 松村 潤議員登壇〕

○14番 松村 潤議員 皆様、こんにちは。議席番号14番、松村潤です。傍聴席にお越しの皆様にはお忙しい中、またお寒い中、議場に足を運んでいただきまして本当にありがとうございます。また、インターネットで御覧になっていただいている皆様にも感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い、投票しやすい環境整備について質問いたします。今年10月27日に行われました衆議院議員選挙の投票率は53.85%、戦後3番目に低いそうです。群馬県では49.92%で、過去最低を更新いたしました。2人に1人しか選挙に行かなかったということになります。選挙は、私たちが政治に参加し、主権者としてのその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であります。しかしながら、全国的に投票率は低下し続けております。どうすれば有権者の皆様が選挙へ関心を持っていただけるか。一人でも多くの有権者の皆様が投票所に足を運んでいただけるか。そして、投票率を向上させていくためにはどうしたらよいのかとの視点から質問をさせていただきます。

総務省の選挙管理機関として位置づけられている選挙管理委員会は、選挙が公正に行われ、国民の意思が正確に政治に反映されるための大変重要な組織であります。そこで、選挙管理委員会の投票率向上のために行うべき対策についてお伺いいたします。

○黒田重利議長 石原選挙管理委員会書記長。

〔石原光浩選挙管理委員会書記長登壇〕

○石原光浩選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

全国的なことではありますが、町で執行する各種選挙におきましても投票率は低下傾向にあります。投票によって住民、また国民が意思を示し、自らの意見を政治に反映させるための重要な機会が失われていることに危機感を持っております。選挙管理委員会が投票率向上のために行うべき対策としますと、投票に行きやすい環境づくり、選挙や候補者に関する情報発信、また選挙が身近に感じられるような選挙啓発などが必要だと考えられます。町選挙管理委員会では、共通投票所制度を導入しまして、町内住所にかかわらず、どの投票所でも投票できる環境を整えております。

また、町広報誌、ホームページ、公式SNSなどによる情報発信、小中学校の児童生徒による明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施、優秀作品の展示、各種パンフレットやチラシを活用しました選挙啓発活動などの取組を行っております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 本町では、投票率向上に向けて様々な対策を行っていることが分かりました。

それでは、今回の衆議院議員選挙の邑楽町の年代別投票率についてお伺いいたします。

○黒田重利議長 石原選挙管理委員会書記長。

〔石原光浩選挙管理委員会書記長登壇〕

○石原光浩選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

投票システムから抽出できます国内投票の年代別投票者数並びに投票率の資料を配信をさせていただきました。各年代別の投票率につきましては、配信させていただきました資料のとおりとなりますが、今回の選挙につきましても前回の選挙と同様、20代の投票率が低く、60代、70代の投票率が高くなっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ただいまの答弁ですと、20代あるいは30代の投票率が低くて、60代、70代の投票率が高くなっているということですが、若い世代の投票率の向上が重要な課題でもあります。この若年層への取組については、後ほどお聞きしたいと思います。

次に、期日前投票者の割合についてお尋ねしたいと思います。期日前投票制度は、平成15年に開始され、それ以来、それまでの不在者投票に比べて手続が簡素な投票制度として導入されております。期日前投票は着実に伸びておりまして、選挙投票における町民サービスの向上に大きく貢献していると思っております。

そこで、全投票者数の中で期日前投票者数がどのくらいの割合を占めているかお尋ねいたします。

○黒田重利議長 石原選挙管理委員会書記長。

〔石原光浩選挙管理委員会書記長登壇〕

○石原光浩選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

投票者数 1 万 1,770 人のうち、期日前に投票された人は 4,522 人、期日前投票率については 38.42% でありました。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14 番 松村 潤議員 期日前投票をされた方は 4,522 人で、投票率は 38.42% というのですが、この期日前投票の中には不在者投票も含まれていると思いますが、その不在者投票のうち住民票を地元に残したまま進学や就職、あるいは単身赴任など別の地域に滞在している方が滞在先で投票する場合に、投票用紙の請求をマイナンバーカードを使ってオンライン申請することができます。このオンライン申請については、総務省からも積極的に実施を求められておりますが、そこで、本町における不在者投票の方法と、今回の衆議院選挙における利用状況についてお尋ねいたします。

○黒田重利議長 石原選挙管理委員会書記長。

〔石原光浩選挙管理委員会書記長登壇〕

○石原光浩選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

当町におきましては、令和 5 年度に執行された各選挙について、ぐんま電子申請受付システムを利用したオンライン請求ができておりましたが、現在マイナンバーカードを使ったオンラインでの投票用紙などの請求はできておりません。令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員選挙における本町での不在者投票の投票用紙などの請求については、宣誓書兼請求書を郵送または持参で町選挙管理委員会へ提出していただくという方法でありました。

なお、衆議院議員選挙で邑楽町以外の他の市区町村滞在地で不在者投票をするために投票用紙などの請求を行った件数につきましては、6 件でありました。邑楽町以外の他の市区町村滞在地で不在者投票をする選挙人の数は少ないものの、オンラインでの請求ができれば選挙人の利便性の向上にもつながり、また今後はそういった要望も増えてくるものと考えております。今後、不在者投票の用紙などのオンライン請求ができる方法を前向きに検討していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14 番 松村 潤議員 ありがとうございます。オンラインの請求について前向きな答弁をいただきました。

1 つ確認ですけれども、例えば国政選挙とか、あるいはまた知事選挙の場合は選挙期間が長い、11 日間あるいは 12 日間ということになっておりますが、例えば町長選挙、それから我々町議会議員

選挙については選挙期間が非常に短い。5日間ということでありますけれども、そういったときに、投票用紙などの請求期間が非常に短くなってくるということなので、その投票用紙の請求は、告示前に前もって請求することができるのかどうか確認させていただきます。よろしくお願いいたします。

○黒田重利議長 石原選挙管理委員会書記長。

〔石原光浩選挙管理委員会書記長登壇〕

○石原光浩選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

不在者投票用紙などの請求につきましては、選挙期日の告示日、また公示日前でもできます。なお、不在者投票ができる期間につきましては、選挙期日の告示日、公示日の翌日から投票日の前日までとなります。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。

先ほどの答弁で投票用紙の請求を行った件数が6件だったということがありますけれども、やはり投票用紙の請求は告示前でもできるということを広く周知をしていただくよう、広報おうらをはじめとしてお知らせメール等で周知をお願いしていただきたいということをお願い申し上げまして、その辺はよろしくお願いいたします。

次に、主権者教育についてお尋ねいたします。先ほどの年代別投票率では、20代、30代の投票率が低い結果となっております。この若い世代の政治離れ、選挙の投票率の低下については、本町だけの問題ではありませんが、投票率が特に低い若い世代の選挙啓発を強化していくことによって全体の投票率にもよい影響を及ぼしていくと考えております。

まず、小中高生の主権者教育についてですが、文部科学省では2021年に今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）というものを示していますが、その内容についてお聞かせください。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

令和3年3月31日付で主権者教育推進協議会より出されております今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）について、その概要を申し上げます。平成29年、30年に公示された新学習指導要領の下での学校、家庭、地域における主権者教育の推進方策について検討を行うことを目的に、平成30年8月に主権者教育推進協議会が設置されております。新学習指導要領は、2030年の未来社会を生きる子どもたちに必要な資質、能力の育成を目指すものでございまして、社会変化の一つとしてAIの飛躍的な進化を挙げ、学校教育において人工知能ではなし得ない人間ならではの強みを発揮できるようにしていくことを求めています。人間ならではの強みとは、感性を豊かに働かせな

がら、どのような未来をつくっていくか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくかという目的を自ら考え出したり、答えのない課題に対して多様な他者と協働しながら、目的に応じた納得解や最適解を見いだしたりすることができるという強みであり、そうした強みを教育課程全体で発揮できるようにしていくことを求めているものです。主権者教育で扱う社会的な課題や政治的な課題には、唯一絶対の正解があるわけではなく、主権者教育を推進する上では正解が1つに定まらない論争的な課題に対して、児童生徒が自分の意見を持ちつつ異なる意見や対立する意見を整理して議論を交わしたり、他者の意見と折り合いをつけたりする中で、納得解を見いだしながら合意形成を図っていく過程が重要となります。公職選挙法の改正により選挙権年齢が満18歳に引き下げられたり、民法に規定する成年年齢が満18歳へと引き下げられたりと、子どもたちが主体的に主権者として必要な資質、能力を身につけていくことがこれまで以上に重要となっており、そのための指導の充実方策を講じることが喫緊の課題となっております。今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）では、主権者教育をめぐる課題、今後の推進方策などについて小、中、高、大学の段階ごと、教師の養成、研修、家庭、地域の取組についてまとめられております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。詳細にわたってのご答弁ありがとうございます。

いかに小中学校の段階から主権者教育が大切かということを言われているように思います。

少し古いデータで恐縮ですが、総務省が平成28年に行った18歳選挙権に関する意識調査によると、子どもの頃から親の投票について行ったことのある人は、ない人に比べて将来の投票参加率が20ポイント以上も高くなるという結果が出ております。この意識調査から見えてくるものは、やはり主権者教育は大事であるということであります。主権者教育によって子どもの段階から、自分が社会を担う主権者であるということを自覚できるように、政治参加意識を育む必要があると思います。現在、新学習指導要領では、小学校、中学校での主権者教育が実施されておりますが、そこで邑楽町において、小中学校での主権者教育の現状についてお尋ねいたします。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

主権者教育の現状についてですが、小中学校では社会科、生活科、学級活動や児童会活動、生徒会活動などの特別活動、総合的な学習の時間、学校行事などにおきまして横断的に小学校低学年から中学校まで系統立てて行われております。例を挙げますと、小学校6年生の社会では、私たちの願いと政治の働き、中学校公民では、国民生活と政府の役割、日本国憲法、民主政治と政治参加、模擬選挙、特別活動では学級の〇〇を決めよう、よりよいクラスにするために〇〇を考えよう、総合的な学習の時間では、町への提言、職場体験などがございます。物事の関わりを考えたり判断や

説明をしたりする体験、意思決定の過程、社会参画の場面などを通して政治的教養を系統的に学んでおります。この2学期には、中学校において候補者の役を6名設定した模擬呂楽町長選挙の授業を参観いたしました。社会科の「地方自治と私たち」という単元で、狙いは呂楽町長選挙への立候補を想定した公約の発表と、それを受けて投票する活動を通して主権者として地方自治に関わっていかうとする意欲を高められるようにすることでありまして、併せて人権教育の視点では、友だちの考えを聞き、自分と違う考え方を受け入れ、理解しようとする姿勢の醸成を狙っております。電子黒板や個々の端末も効果的に活用され、視覚的に分かりやすい公約の発表につながっていたり、短い時間で投開票を行えるようにロイロノートのアンケート機能を使ったりしております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ただいまは主権者教育の現状について、詳細にわたって丁寧なご答弁をいただきました。本当にありがとうございます。

現在、学校では1人1台のタブレット端末が整備をされております。様々な活用、利用ができるように進めていただいていると思っております。主権者教育を積極的に進めていくために、小学校の低学年から主権者教育を学校生活の中に取り入れていけるように、タブレット端末を活用することができないものでしょうか。タブレット端末を活用した主権者教育について、また主権者教育の今後の在り方について教育長にお尋ねいたします。

○黒田重利議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

主権者教育では、選挙のときだけではない常時啓発の大切さ、あるいは受け身でない主体的な参加型学習の必要性ということが指摘されております。それを踏まえまして、現在学校で行われております主権者教育をさらに充実させていくための方策を、端末の活用も含めまして、こんなことが考えられるのかなというふうに考えます。

まず、1点目としまして、児童会活動や生徒会活動、ボランティア活動等の一層の充実であります。子どもたちにとって身近な社会は、学級、学校生活であります。この学校、学級生活の充実を目指すこれらの活動は、子どもたちに主権者としての意識を涵養していく上で大変重要だと考えます。

2点目としまして、総合的な学習の時間等、地域の一員、地域の担い手としての意識や態度を培う教育活動の充実であります。特に総合的な学習の時間は、子どもたちが身近な地域の課題を知り、地域の構成員として課題解決に主体的に向き合う態度を培っていく学習です。したがって、この学習をICT端末の活用も含めて充実させていくことが主権者として将来の町づくりに主体的に参画する態度や意欲を培っていくことにつながると考えます。

3点目としまして、保護者との連携ということが挙げられます。例えば子どもたちが学校で学んだ政治的、社会的事象に関わる話題を家庭に提供して、親子で話し合う機会を持ってもらうことなどです。家庭と連携し、子どもが学校の主権者教育で学んだことを端末等を用いて学校から持ち帰り、親子で深める取組を充実させていく必要もあると考えます。

4点目として、タブレット端末を活用した主権者教育としまして、ICT教材の活用ということも考えられます。総務省作成のICTを活用した主権者のための学習教材の中には、小中学生も活用可能な動画があります。また、成人を対象とした主権者のための参加型学習教材集というものの中にも中学生が活用可能な教材もあります。これらも活用しながら、端末等も活用した主権者教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。学校を卒業すると、改めて選挙について学ぶ機会が少なくなってきました。10代のときから選挙が何なのかということを子どもたちが学んでいく主権者教育がとても重要な部分になってくると思います。そういった意味では、ぜひタブレット端末を活用した取組を進めていただくことによって主権者教育の発展につながる、このように思っていますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。若年層に対する選挙啓発についてお尋ねいたします。若者の投票率を高めようと全国では様々な取組が行われておりますが、その一つに、投票が済むと投票済証を発行する自治体が増えてきております。その投票済証をお店に提示すると、商品の割引などサービスが受けられるというセンキョ割事業などが広がりを見せております。近隣の館林市でも投票済証を発行しております。これが館林市で発行している投票済証の見本であります。この投票済証明書を持って買物をするとサービスが受けられるというシステムになっておりますけれども、聞くところによりますと、このサービスに協力していただいているお店は、例えばショッピングセンターアゼリアモールやスーパーとりせんなど多くあるそうであります。この投票済証明書とセンキョ割事業を関連づけることが投票率の向上に結びついているということを伺っております。館林市は、県内12市ありますけれども、その市の中で低いほうであったけれども、この事業と関連づけることによって投票率が上がったと、このような話も聞きました。ですので、若者の投票率向上と地域活性化のために投票済証を発行し、センキョ割事業に関連させることのメリットは大変大きいと考えますが、町のご見解をお願いいたします。

○黒田重利議長 石原選挙管理委員会書記長。

〔石原光浩選挙管理委員会書記長登壇〕

○石原光浩選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

公職選挙法では、その趣旨としまして、主権者である国民が主体的な判断で投票するということ

が原則となっております。投票した人に物を配るなど射幸心をあおる行為については、この趣旨に反することとなります。公職選挙法の趣旨に反するような事業に町や町選挙管理委員会が積極的に関与するということは、好ましいことではないと考えております。町や町選挙管理委員会が直接関わらず、民間企業などが自発的にサービスを行うことについてはこの限りではなく、館林市の件につきましても、館林市、また館林市選挙管理委員会からの働きかけはしていないということでありました。この取組が民間主導でということになるかと思いますが、実施をされれば、議員ご指摘のとおり投票率の向上や地域の活性化につながるのではないかと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 選挙管理委員会がセンキョ割事業を主導的に行うことは適切でないということとは十分認識をしておりますが、若年層へのアンケート調査というものがあまして、その調査では、選挙に行かない大きな理由は、面倒くさい、関心がないということが大きな理由だそうであります。面倒くさくないような何かきっかけづくりが必要ではないのか。それが私はセンキョ割事業ではないかと思っております。センキョ割事業は、投票に行ってもらうためのきっかけづくりになる事例だと私は思っております。民間主導ですから、邑楽町の商店が自発的に手を挙げていただけるような土壌づくりをしていく。そして、邑楽町の投票率アップと地域の活性化と併せながら取組をご期待いたしまして、次の質問に入ります。

期日前投票所の増設についてお尋ねいたします。本町は、期日前投票所は役場1か所のみということで、現在は役場しか期日前投票はできないということであります。投票日当日、何があるか分からないから事前に投票を済ませたいという声も多くございます。そういう期日前投票に行く人と、それから投票日当日、私はその場、もう当日なのだと、こういう人もいます。分かりますが、投票日当日と天候にもよりますが、当日、天候が悪くなったり急な用事ができてしまって投票に行けなくなって投票を棄権する、そういったこともあり得ることです。ですので、投票環境の改善と投票機会の強化につきましては、期日前投票所の増設が大変重要であるというふうに考えております。繰り返しになりますが、先ほど言いました館林市において、商業施設に期日前投票所を設ける市町村が増えてきております。館林市では、期日前投票所を増やすことによって投票率の向上につながったということは、先ほどお話をさせていただきましたが、住民の利便性向上につながっていることは確かであると思います。本町でも商業施設や公共施設に期日前投票所の増設についてお尋ねいたします。

○黒田重利議長 石原選挙管理委員会書記長。

〔石原光浩選挙管理委員会書記長登壇〕

○石原光浩選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

本町では、現在期日前投票所については、邑楽町役場の1か所となっております。議員ご指摘の

とおり、多くの人が集まり長い時間を過ごすような大型ショッピングモールや、多くの人が利用する駅ビルなどに期日前投票所を増設する自治体も増えてきており、利便性、投票率の向上につながる取組だと考えております。また、公共施設への期日前投票の増設ですが、面積が広い市町村や多くの人が集まる公共施設が分散している市町村であれば、複数の期日前投票所を設置する効果は非常に大きいと思っております。しかしながら、本町におきましては、大型の商業施設などはありません。また、公共施設につきましても、多くの来館者が見込める図書館、中央公民館については役場のすぐそばにあり、他の公共施設ですと多くの来館者は見込めず、ついでの投票ということは望めないと考えております。期日前投票所の増設につきましては、利便性、投票率の向上の観点では意義があると考えておりますが、邑楽町の規模、商業施設や公共施設の状況、設置、運営には多くの費用や人員が必要となるということなどから、効果、効率の観点から考えますと、現状では増設の必要性は低いと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 現状では、期日前投票所の増設の必要性は低いということではありますが、今は期日前投票が町民の皆様に深く浸透されている中であって、期日前投票率が上がっていることは、棄権しないように早めに投票に行くという意識の表れでありまして、そういった町民の方が増えていることであります。であるならば、一人でも多くの有権者の皆様に投票していただくためにも、期日前投票所を増設して投票できる環境を整えることも検討する必要があるのではないかと思います。ぜひご検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。障害者、高齢者等への投票所での支援についてお尋ねいたします。選挙権があっても行使できず、投票に参加できない方々もおられます。例えば知的障害者の方であったり、身体に障害を持った方でございます。その方々には、郵便投票制度を利用することもあります。その郵便投票制度であります。対象者は一部の障害者や要介護5の方に限られているということでもあります。ですので、郵便投票制度の対象とならない対象外の高齢者や障害のある方々は、投票所へ行って投票をしなければなりません。そういった郵便投票制度の対象外の方々への投票所での対応について、現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

○黒田重利議長 石原選挙管理委員会書記長。

〔石原光浩選挙管理委員会書記長登壇〕

○石原光浩選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、郵便投票制度という投票所に来ることなく投票をすることができるものでございますが、やはり厳しい条件の下でのみ可能となっております。

さて、高齢者や障害のある方への対応ということですが、まず投票所へ来る手段としまして、町福祉タクシーの対象者については、選挙時に無料でタクシーを利用できる投票時無料タクシー利用

券の事前配布を行っており、交通手段がなくても無料でタクシーを利用して投票所に来ることができる対応をしております。

また、投票所での対応につきましては、まずは投票所の事務従事者には、高齢者や障害者に限ったことではありませんが、選挙人へは懇切丁寧な対応を心がけるよう、機会があるごとに指導をしております。そのほか具体的な対応としますと、車椅子に座ったまま利用できる低い記載台や老眼鏡、点字器、車椅子、コミュニケーションボードなどを用意しております。また、病気や障害により文字が書けないという人に対しましては、代理投票という事務従事者が代筆をする制度もございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 邑楽町でも係員が手助けを必要とする方々への支援をいただいていることがよく分かりました。

先進事例を調べますと、投票支援カードというものがあります。これは札幌市が導入している選挙支援カードともいいますが、投票支援カードでございます。3つの質問があるのですけれども、1つは、会話ができるか、メモができるか、指さしができるか、どれかに丸をつけるということなのですけれども、例えばお話ができればお話のところに丸をくれるのですけれども、ちょっとうまくいかないの。それから、2つ目が、投票所内の付添いが必要か。はいかいいえかで丸をつける。3番目が、自分で投票用紙に書くことができるかという質問について、それぞれはい、いいえで答えられます。なぜこういう投票支援カードが必要かといいますと、選挙の投票所というのはしーんとしています。緊張している空間であります。私も緊張して手が震えて字が書けない、名前を忘れてしまった。老化現象なんて言われるかもしれませんが、実際、高齢者の方や障害者の方は、慣れない投票で、役員の皆さんに見られているという空気感、緊張感がある。その緊張感を和らげてくれるのがこの投票支援カードであるということでございます。この支援カードは、ホームページでダウンロードして前もって書くことができます。障害者や高齢者の手助けしてほしい項目を事項に記入して、投票するときに入場券と一緒に係員に渡すことによって投票がすぐにできるということであります。この投票支援カードは、ホームページに上げるもので、大きな予算は必要ありませんので、障害者や高齢者の方々の投票に役立つ支援カードの導入について、町のご見解をお伺いいたします。

○黒田重利議長 石原選挙管理委員会書記長。

〔石原光浩選挙管理委員会書記長登壇〕

○石原光浩選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

本町では、投票所にコミュニケーションボードなどを用意しております。こちらについては、基本的には指さして、「文字が書けないです」とか「書き方が分からないです」とか「候補者が分か

らないです」とかのイラストを指さししていただいて意思表示をしてもらうものであります。また、投票用紙の書き方につきましてもイラストで説明をしております。議員ご紹介の選挙支援カードにつきましても、ご説明のとおり今後選挙管理委員会内で協議をさせていただき、検討していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。

この支援カードの導入時期と投票支援カードの町民の皆様への周知については、どのようなことを考えておりますか、お伺いいたします。

○黒田重利議長 石原選挙管理委員会書記長。

〔石原光浩選挙管理委員会書記長登壇〕

○石原光浩選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

導入時期につきましては、今後の選挙管理委員会での協議によることとなります。協議の結果、導入をするということになれば、町の広報誌あるいはホームページなどで周知をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。移動期日前投票所の導入についてお尋ねいたします。既に多くの自治体において移動期日前投票所の導入がされております。ご存じかと思えます。これが投票所です。こういうものです。これは、この移動期日前投票所というのは、投票箱や記載台などを乗せた自治体のワゴン車やマイクロバスなどで地域を回り、そこで有権者が車に乗り込んでいただいて、車内で投票する仕組みであります。この移動期日前投票所について、総務省は令和3年10月執行の衆議院議員総選挙における市町村による移動期日前投票所の全国で50を超える自治体の取組の事例をホームページで紹介しております。そして、本事例を活用いただき、移動期日前投票所の導入について積極的に取り組んでいただきたいと、こういうメッセージを発信しておりますが、邑楽町では他市町村の移動期日前投票所の実施状況について把握をされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○黒田重利議長 石原選挙管理委員会書記長。

〔石原光浩選挙管理委員会書記長登壇〕

○石原光浩選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

町選挙管理委員会でも、総務省のホームページに事例集が掲載をされており、取組の具体例がまとめられていることについては承知をしております。多くが期日前投票所までの距離があり、交通手段の確保が難しい選挙人や山間部で高齢者率が高く、期日前投票所までの移動が難しい選挙人の

投票機会の確保、投票区の再編により投票所が廃止となった投票区の高齢者などの移動手段の課題解消などを目的として実施をしております。また、場所によっては若者の投票率の向上を目的に、市内の高等学校や大学を巡回している自治体もあります。どの自治体も実施場所となる、例えば地域の集会所に何月何日の何時から何時までというように場所、日にち、時間帯を限定して実施をしております。そういった事例があるということについては把握をしております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。群馬県では、前橋市や沼田市、そして川場村で移動式投票所を開設されたということですが、導入されて投票率は上がったのか、どのような成果があるのか、分かる範囲でお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○黒田重利議長 石原選挙管理委員会書記長。

〔石原光浩選挙管理委員会書記長登壇〕

○石原光浩選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

前橋市、沼田市、川場村についてですが、状況については確認をしております。前橋市では、令和6年の市長選挙で移動期日前投票所を実施をしております。若者の投票率向上を目的に、市内の自動車学校、高等学校の2か所で実施をし、計で98人の投票があったそうです。また、沼田市では、平成31年の選挙から移動期日前投票所を8つの選挙で実施をしております。交通弱者の投票機会の確保を目的に、山あい地域の4か所で実施をしており、直近の衆議院議員選挙では計77人の投票がありました。また、川場村では、令和4年の選挙から3つの選挙で実施をしております。期日前投票を手厚く行い、当日投票者の縮小を進めることを目的に、村内8か所で実施をしており、直近の衆議院議員選挙では合計で114人の投票がありました。各選挙管理委員会の担当者からは、成果としますと、実施している地域、利用できる選挙人の利便性向上には寄与していると思うといった感想を聞いております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 選挙人の利便性向上に寄与しているということでありました。

最後に、町長にお伺いいたします。邑楽町の高齢化率は、令和7年には約35%になると推計されております。今後は、今まで以上に高齢者や障害者の皆様が投票しやすい環境づくりと優しい配慮が必要になってくると思っております。町内では、投票日当日の投票所が現在5か所で、期日前投票所が役場の1か所あります。今現在、投票所まで行くのに多くの方が車で移動して投票に行かれています。高齢者の町民の皆様からのお声ですが、「高齢になって免許証を返納した場合、投票所まで行く手段がなくなってしまう。投票所に行くのを諦めるしかないな」というお声があります。投票所に行く意思があっても行くための手段が困難になってくる。そういう有権

者がだんだん増えていくことは明らかであります。そういった町民の声を支援に変え、一人でも多くの町民が政治に参加できるよう移動期日前投票所を整備することは、町民サービスの一環として必要だと考えておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

選挙管理委員会は、地方自治法の規定に基づきまして、首長から独立した機関として設置されており、また、法律またはこれに基づく政令の定めるところにより「当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する」と規定をされておりますので、選挙に係る判断につきましては、あくまで選挙管理委員会の責任において基づくものということで、個人の見解ということで答弁をさせていただきます。

移動期日前投票所の導入につきましては、町選挙管理委員会では、それとは別に町福祉タクシー券の配布対象者となります高齢者や障害のある方、免許返納者などへは各選挙の期日前投票開始前に選挙投票時、無料タクシー券を配布しまして、無料でタクシーを利用できる、そういった取組を本町では実施をしております。また、町福祉タクシー券の配布対象者以外であっても、選挙人から希望があった場合には別途送付をする対応をしております。タクシーですから、自宅のすぐ前まで迎えに来てくれ、投票所の入り口のすぐそばで降ろすというようなことでありますから、移動の期日前投票所よりもより自宅に近く、利便性は高いというふうに考えております。また、本町は山あいの地域でもなく平坦でありますので、町の最も端から期日前投票所である役場までの距離もさほどではありませんので、タクシーであれば10分ほどで行けるというような地域性もあります。

以上のようなことから、移動期日前投票所につきましては費用対効果、効率性の面、町の人口、高齢化の状況を見ながら検討をしていく必要はあろうかとは思いますが、現状の無料タクシー券の事前配布などによりまして、移動式の期日前投票所を導入せずとも選挙人の利便性の対応は現状でなされていると考えております。今後も高齢者、障害のある方、投票機会の確保は当然のことですが、投票率の低い若年世代の投票率の向上の取組も進めていくべきだろうとは考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。今回投票しやすい環境整備についてということで、若年層、高齢者、そして障害者等の投票率の向上という視点から質問させていただきました。投票は、町民が政治に関わる重要な活動であります。課題は色々あると思いますが、どこまでも町民の皆様に取り添い、誰もが投票しやすい、誰もが投票できる環境整備を今後とも検討課題の一つとして強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午後 零時 16 分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1 時 00 分 再開〕

◇ 新 村 貴 紀 議 員

○黒田重利議長 4 番、新村貴紀議員。

〔4 番 新村貴紀議員登壇〕

○4 番 新村貴紀議員 こんにちは。議席番号 4 番、新村貴紀です。通告に従い一般質問を行います。

私、今回テーマとして出させていただいているのが、今後の邑楽町の持続可能プランについて、三役である教育長、副町長、町長にお聞きしたいと思っております。これ町民公聴会のを今映させていただきます。

初めに、今12月で橋本町長の体制になり1年となりました。先月11月11日、12日、18日の3日間、町民公聴会が開かれました。そのときの表紙となります。私も3回とも参加させていただいております。その中で町民の皆さんからいろいろな意見が出たと思います。あと、今年で橋本町長になって1年目ですから、任期までにあと3年あるということで、今後の任期までの3年間に、三役の方は、多分気持ちの中ではこうしたい、邑楽町のためにこういうふうに進めたいとかそういうプランはあると思います。今回その話をさせていただければなと思います。

まず最初に、他の自治体におきましては既に少子化、人口減少対策として教育、産業、農業に対して具体的に行動に移しております。未来に向けて持続可能自治体の体制をつくっているところもあります。これから一部の自治体を紹介させていただきます。その上で、教育長、副町長、町長に質問させていただきます。これは邑楽町の公聴会の際の人口推移ですけれども、上に邑楽町がありまして、下に赤丸の境町、これは茨城県境町です。私も何回か質問で使わせていただきまして、関東の中で邑楽町に近いような環境の中で全国的に評価されている町です。実際に邑楽町よりも人口は少ないですが、2020年に向けて底を平らにして、邑楽町は今の状態ですとどんどん、どんどん下に下がっているという状態になります。境町のパンフレットを頂いてきました。このパンフレットを見ますと、こちらになりますけれども、「子育ていいとこ境町」ということで、いろいろなことが書かれています。隣の部分になるのですが、境町で子育てをするとこれだけ近隣の市町村に対してお金が浮くということも書かれていますし、いろいろな対策も取られています。こちら見ますと、「すべての子どもが英語を話せる町へ。」ということで、小学校6年生の英検5級75%保有、中学3年生で英検3級52.2%となっております。さらに、スポーツに対してもいろいろあります。学校に対しましても、教育の中で書かれているのですが、スクールバスに対しましても、学校から2

キロ以上離れている子どもたちにはスクールバスの対応もしております。その中で、医療費は二十歳まで無償化、給食費も無償化にしております。このようなことを境町は今実行しております、目標として「子育ていいとこ境町」というのをうたいまして行っています。高齢者に対してもいろいろな対策も取ってまして、子育て世帯、高齢者支援ということで、これ3,000円プレゼントということも町でやってまして、あといろいろな形ですけども、町の税金、下水道事業を独自でやられているということです。

次のページに行きますと、「行田で暮らす」ということで、こちらは隣の行田市です。行田市でもパンフレットをもらってきました。中を見ますと農業とか、特に商売をやられる方に対して町独自の支援策とかもやられています。

あとは、こちらこの前、東京で展示会がありまして、そのときに各市町村がブースを出してまして、その中で「オーガニックなまちづくり」ということで千葉県木更津市、こちらもオーガニックに向けまして、学校給食を独自のオーガニックの、全てを全て賄えるという量ではないそうなのですけども、そういう方向になっていますし、いろいろな形でやっております。オーガニックの農家とかを支援するために、こちらエコバッグを買ってきたらもらえたのですけども、きさらづ学校給食米ということで、お米をそういう農家から契約をする。そういうことをすることによってそういう農家を支援するということをやられているということです。

最初に、教育長に質問させていただきます。境町では給食費無償化、全ての子どもが英語が話せる町として、小学校6年英検5級保有率75%、中学3年生の英検52.2%、令和5年のデータです。小中学校に複数のALTが常駐など、町独自の教育をアピールしています。今後の邑楽町自体でアピールするような教育があってもよいと思います。邑楽町独自でこういうのは、邑楽町がほかの地域に比べてやっぱり進んでいるねと言われるような特徴のある教育があってもいいと思います。この3年間、次の3年間で具体的にこういうのをやりたいとか、こういう人をつくりたいというお考えがありましたら教えてください。

○黒田重利議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

ご紹介いただいた境町の取組ですけども、これは境町の実態に合った意義のある取組だと考えます。私は、学校教育の質と内容の一層の充実ということを特に重視していきたいと考えております。そこで取り組んでいきたいのは、一言で言えば地域と共にある魅力ある学校づくりです。魅力ある学校の要件として、その学校独自の特色ある教育活動があるということが挙げられると思います。この特色ある教育活動をつくっていく上で大切なのは、総合的な学習の時間です。総合的な学習の時間は、各学校が地域の教育資源、人や物を最大限に活用した独創的な教育活動を行うことができます。各校が創意工夫して、自分の地域ならではの、自分の学校ならではの学習活動を行

かに展開するかが特色ある教育活動づくりの鍵となります。現在も各学校で総合的な学習の時間は取り組まれているところですが、郷土呂楽町のよさに気づき、地域への感謝の気持ち、郷土への誇りや思いを一層高めることができるようにしていきたいと考えます。そこで、子どもたちがこの学習で抱いた郷土への思い、考え、提言を保護者の皆さんや地域の皆さんに聞いていただいたり意見交流したりする機会、場をつくり、呂楽町ならではの総合的な学習として充実させていきたいと考えております。

次に、地域と共にある学校づくりについてです。急速な少子高齢化、人口減少、グローバル化が進む中、これからの社会をたくましく生き抜いていく力を子どもたちに培っていかなければなりません。そのために、子どもたちの豊かな成長を保護者、地域、学校がより一層しっかりと支える仕組みを整えてまいりたいと考えております。地域の皆さん、保護者の皆さんは、学校にこんな教育をしてほしい、自分のこんな力を子どもたちの教育に役立てたいという様々な思いや願いを持っておられることと思います。また、学校は学校なりに、地域の皆さんにこんな支援をしていただきたいとか、学校はこんなことで地域に貢献したいという思いや願いを持っております。そういう互いの様々な思いや願いを学校の教育活動に反映できる場、仕組みを考えていきたいと思っております。これは、学校と地域とのより密接な連携、協働関係の構築につながるとともに、魅力ある学校、地域づくりへの大きなきっかけにもなると考えるからであります。

以上でございます。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。お話を聞きまして、学校独自の教育を個々にやっていくということなのですけども、呂楽町、そんな東京都とかそういう広い範疇ではないです。狭いです。小学校、中学校、皆さん同じ考えだと思うのです。その中で、今、教育長がお話しされたことも理解しましたが、私からすると、まずそのようなどういう教育を親御さんたちは求めているか。確かにグローバル化あります。英語、これだんだん必須になってくる。その形でALT、これかなりのところで導入しています。グローバル化に対応していく人材、また海外に出るだけではなくてこちら、日本にも来てビジネス、ここの東毛地区、大手自動車メーカーありますので、いろんな各国の人たちがそこで仕事をするということもあります。

教育長に質問させていただきます。先ほど言ったいろいろなそういうのをやっていくということで、実際に父兄の方にそういうアンケートとか、こういう要望があるという、そういうような集まりとか、そういうことを行ったという実績は呂楽町ではありますでしょうか。

○黒田重利議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えします。

アンケートや、そういう話は聞いたことはございません。

以上でございます。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 教育長は聞いていないということですが、私も聞いていたり、いろいろな親御さんとかと話します。ただ、邑楽町の子どもたち全部の親御さんとは話す機会はありません。やっぱり親御さん様々な考え方があると思います。その中でやはりどういう教育を今、邑楽町の親御さんたち、実際に学ばれている小中学校のお子さんたちが、どういうのを僕たちはやりたい、こういうのを学びたい。郷土の件もいいと思うのです。郷土のそういうのを深く学びたいとかというの必要だと思うのですけれども、そういうのを今後どうでしょうか。学校の先生とかいらっしゃると思います。1回そういう方と話して、そういうような何か集まりとか、そういう意見を聞く場所を今後つくっていくということはお考えになれないでしょうか、お聞きします。

○黒田重利議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

先ほどの最初の答弁の中に、保護者や地域の方の願いを学校の教育活動に反映させる場を、そういう仕組みをつくっていきたいというふうにお答えをしました。そういう仕組みの中で学校の教育に対する保護者の方、地域の方の願いや要望というのを取り入れることを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。今お聞きして安心しました。私も親ですが、子どもも大学に行っています。小学校、中学校の今現在の親御さんと私たちがその頃の子どもの親であった時期とは、やはり考え方やいろんなのが変わってきています。それをやはりきちんと捉えていかないと、結果的に邑楽町、ほかの地域はいろいろ発展的な、独自の教育をやっている中で、邑楽町だけが依然として昔の流れ、何も変わっていないということになってしまいますので、そうしますとやっぱり今後子どもたち、大人になっていくにつれ、いろいろな独自の考え方やそういうことで社会に向かっていきます。それがやっぱり今小学校、中学校のときに育てなければと思います。よろしくお願いします。

引き続きまして、副町長へのご質問をさせていただきます。産業に対して、邑楽町は広大な農地があり、町の財産であると思います。先ほど説明しました木更津市、オーガニックなまちづくりを紹介させていただきました。木更津市におきましても農業の他に港もあり、また漁業もあります。その中でオーガニック宣言をしています。これは、自然負荷をかけない独自の自治体づくりだと思います。その中の一つとしてオーガニック農業を促進しています。これは、未来の継続可能都市にするためにいろいろな試みを行っているのだと感じております。現在の農業や産業を否定するつも

りは全くありません。しかし、邑楽町の中でもオーガニックを含めた農業を含めて、新しい試みを行おうとする若者や住民の方、就業されている方、たくさんお話聞きます。ただ、やはり新しいものをやるということはなかなか難しいです。資金面とかそういうところもあります。そういうところを含めて、邑楽町としてそういう新しい農業、産業、工業全て含めてですけれども、食品の加工業もあります。新しいものをやろうとしている人たちに対して、どのように今後支援していきたいかというお考えがありましたらばお答えください。

○黒田重利議長 関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長 お答えいたします。

オーガニックということに関しましては、今いろいろなところで話題になっていたりとか、新しい農業の付加価値ということ、あるいは環境ということも含めて重要なワードになっているのではないかなと思います。ただ、先行しているところも含めまして、なかなかそれに関わる人件費や手間に比べて経営的に成り立っていかないというのが難しいところであって、そういったことを必要とする人たちが、そういうのを進めたいという人たちの間で少しずつ増えてきているのではないかなというふうに思います。そういう中で、邑楽町におきましても自然農法等を行っているという方がいらっしゃいまして、そういう方たちとも担当課のほうでは意見交換会等を行いまして、現在の状況や町への要望等も聞いているという状況です。そういう方々も当然ほかの状態とか取組とか、そういうのについてもいろいろと調べたりとか熱心な方が多くて、またその難しさについても十分理解しながら行っているようです。町としましては、そういった方々への一人一人への寄り添った支援というか、そういう形で一緒になって進めていきたいというふうに思います。

それと、同じように工業あるいは商業等においても、新たに邑楽町で行いたいと、帰ってきて進めたいという方々も一定程度いらっしゃいます。そういう方については、商工振興課のほうで新規創業に対する支援や相談、あるいは商工会のほうで巡回等を行ったりとかしながら支援を行っているところでございます。邑楽町というか東毛地区は、利根川と渡良瀬川に囲まれた平たんな地域です。そこでの農業用の用水については、渡良瀬川からほとんど引いている状況の中です。そういう中で、どのような農業のやり方、今までは米麦が中心だったわけですがけれども、そういった中での農業の在り方等を今後も検討していく必要があると思います。

邑楽町の魅力としましては、そういった農地が広がっているというところで、現在白菜やキャベツが畑にいっぱいになっている状況ですがけれども、この後、春になれば麦が実りまして、黄金色の田園風景が広がる。夏になれば水田があるし、秋になれば稲が実するという形で、非常に景観的にも良好なものをそういう農地がつくっているというのがあります。そういった環境や景観が、先ほどオーガニックという話もありましたけれども、農業的な景観とかそういうのも含めて魅力ある邑楽町になっていければ、邑楽町に住む人たち、あるいは邑楽町に来たいという人たちにとってもよりよ

いもの、あるいは魅力あるものになっていくのではないかなと思いますので、そういった形が維持できるように、あるいはよりよくなるように、先ほど述べたようにそれぞれの事業者、農家の方々と一緒に今後進めていければいいかなというふうに思っております。

私の考えとしては以上です。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。関口副町長のおっしゃるとおり、産業全て最初からうまくいったというのはなくて、私も以前は半導体従事者で、20年ぐらい半導体の開発や品質保証に接してきましたが、実際に日本の半導体が始まったのが昭和20年、それが世界的に有名になってきたのが50年、それまではどこのメーカーも金食い虫と言われて、何回もこの産業をやめようという事業者、企業がいっぱいありました。その中でも、やはり新しいものをやらないと先がないと。従来のももある一定のところは残りますけれども、やはり利益とかそれを考えていくと、どうしても産業というものは次に新しいものにチャレンジしていかなければならないということがあります。チャレンジして、またそれを継続的に次の世代に引き継いでいくのが我々の責任でもあります。この中でやはり関口副町長にもお願いしたいのは、そういう新しいことを挑戦しようとする人たちに対して、できる限りの支援をしていただければと思います。

次に、町長に質問いたします。町長、去年選挙に出るときラグビーの話していたと思うのです。その中で「前へ」というのがテーマになっていたと思います。ラグビーボールは普通の丸いボールと違うのです。ラグビーボールは地面についたらどちらの方向に行くか分からないのです。ラグビーはそういうスポーツなのです。それでもゴールに向かってみんなで力を合わせて一定の方向にする。日本の現状、世界の現状を見ても、今いろんなところで紛争が起きていたり物価高騰してたり、いろいろ混乱があります。なかなかその不透明な中で町の町政を担っていくということは大変だと思います。しかし、先ほど見ていただいたように、いろいろな町がいろいろ挑戦しています。境町も3年ぐらい前、底をついて、やっと2名、去年より2名増えたということで、減少が一旦止まったといって喜んでいます。たった2名です。でも、調べていくと、国の全てのデータを見ても2060年から70年にはピークの的に下がると。心配されているのが、地方だけではなくて都心部も下がってくるので、都心部に今度空いたところにまた地方から行くとまた地方が人口減に対してどんどん、どんどん加速化していくということになります。なかなか予算も厳しい中で、子育て、教育、産業に対して、町長としてこういう独自のものは今後どんどん進めていきたいとか、教育をこういう方向でまずやりたいとか、産業をこういう方向でまず進めたいというのは、同時にやるのは無理だと思います。予算もありますし、人員もありますし。これを何か最優先でやりたいというお考えがありましたらばお聞かせください。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えしたいと思います。

ちょうど昨年の選挙の期間のときですけれども、私も町長選に出るに当たって幾つか自分としてのこういうことをやっていきたいということを訴えました。その中で一番先に申し上げたのが、やっぱり産業の振興というところです。邑楽町は工業団地を一定程度有しておりますけれども、まだ不交付団体にはほど遠い、そういった税収の状況であります。

先ほど茨城県境町のお話も出されましたけれども、境町はふるさと納税の額が去年がたしか100億円近く納税がされて寄附がされているというような状況の中で、議員が先ほどご紹介いただいたような様々な補助制度であるとか、そういった独自の施策が展開されているのかなと思っています。人口減少が境町が大分緩やかになっているようですけれども、やはり議員がご指摘のとおり人口減少については、基本的に日本全国的な問題であって、境町だけが自然増で出生数が増えているわけではなくて、やはりそういった施策の中で、批判はありますけれども、いわゆるパイの奪い合いという、近隣の方から選ばれて境町に移住している方が増えている結果なのかなと思っています。

そういった中で、邑楽町もではどうしていくのかというところでございますけれども、やはり一番は財源の確保をしていかないと、どのような施策をやるにしても展開ができない、そのように考えています。例えば学校教育の問題にしても、教育長が基本的にはそちらの部局の長として、先ほど答弁したような今後の施策を展開していくことになろうかと思っておりますけれども、町長とすれば学校の環境整備、これを責任を持ってやっぱりやっていかなければならない。校舎の問題もそうですし、電子黒板やタブレット、こういったＩＣＴ機器の整備も、これは町長の町の責任においてやっていかなければならない問題だと思っています。

また、先ほど関口副町長が答弁をしました農業の問題、新規就農者に対する助成であるとか、あるいは認定農業者への機械整備の補助なども町も行っておりますけれども、そういったところもより手厚くしていくためにも、やはり財源の確保というのが必要になってきます。その中で町独自の財源を増やしていかなければなりませんので、邑楽町とすれば、一番に考えていかなければならないのは、やはり産業団地等の整備をどのようにして推進できるのか。まだ結果は出ておりませんが、これをやはり一丁目一番地として考えていく必要があるのではなかろうかというふうに考えています。

以上です。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○４番 新村貴紀議員 ありがとうございます。産業団地、私もその話を聞いていろいろな人と話しました。ただ、先ほどお話ししたとおり世界的には不況に向かっています。今回トランプ大統領がアメリカは就任しましたので、当然アメリカから日本国内からの輸出に関しては関税とかかけられていくといういろいろな問題がある中で、なかなか国内で工場や産業を増やしていくというのは難しい局面に入っております。私もいろいろな方とお話すると、やはり工業団地は悪いわけでは

ないです。ただ、これ他力、相手方が、まず土地とかそういう問題以前に、それだけの投資をこの
邑楽町にして大丈夫なのか、いいのだろうかというところから、私も企業にいましたから、始まり
ます。数百億円かかります。そんな金を飛ばしたらば、会社、自分も首になりますし、会社に多大
な迷惑がかかります。それだけ企業も誘致というのは真剣に考えています。

私が思うには、やはり邑楽町独自の、ほかの地域の人に聞いたらば、農業でも、先ほど言った産
業の一部でもいいです。邑楽町ってこういう町だよねというのを自力でつくっていかなければいけ
ないと思います。その中で提案させていただきたいのが、役場内でも若い人たちを活用したほうが
私はいいと思います。企業であれば、いろいろな危機があったときに、若い人やいろいろな部署、
垣根なくプロジェクトチームをつくって、そこのトップが指揮を執っていろいろな意見を集め、そ
れで実行していくというのを企業はやります。同じように、農業とか工業とかそういうのではなく、
まず邑楽町の強みは何なのだろうか、邑楽町の今後をどうやって進めていけばいいのだろうかとい
うのを課長より下の職員の皆さんたちに、所属に関係なくいろいろと議論をする場を持って、それ
を町長に進言していくというのも一つの手だと思いますけれども、町長、どうでしょうか。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 今、議員のほうから具体的なご提案がございました。様々な施策の方向性に当たっ
て、若手の職員、特に管理職よりも下の者の意見を吸い上げてはどうかというふうなことだったと
思いますけれども、近頃もいわゆる行政のデジタル化、DXの推進という中で、まさに議員のご指
摘のとおり係長未満の若手の職員によって様々な各課横断的に提言をしてもらったところでありま
す。そういったことから、議員がおっしゃるとおり漠然とテーマを与えないで、何かと言ってもな
かなか意見は出てきませんので、具体的なテーマが必要なときに、今も調整会議等各課横断した中
で意見を出し合って、全庁的な意見交換の場を設けておりますけれども、それ以外にも若手の職員
のそういった意見の吸い上げる場というのは、時によっては必要なのかなというふうに思っており
ます。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。やはり今町長の言ったとおり、いろいろな若手、
いろんな意見あると思います。そういう意見を活用して、一気に大きなことをやろうとしてもなか
なかそれは無理です。やはり小さいところからきちんと固めていって、最終的に大きいことをやる
という、大きなプロジェクトを組んでいくということが一番大切かなと思います。これ自分がもう
40年以上企業で勤務して、開発関係からいろいろやりましたけれども、やはり一番基本になるとこ
ろがないと大きなことをやろうとしてもできないというのが今までの現状だと思います。邑楽町の
今後もしばらく発展させていかなければいけないと思いますので、今回このような質問をさせてい
ただきました。

終わります。ありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午後 1時38分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時55分 再開〕

◇ 三ツ村 由 紀 議 員

○黒田重利議長 2番、三ツ村由紀議員。

〔2番 三ツ村由紀議員登壇〕

○2番 三ツ村由紀議員 皆さん、こんにちは。議席番号2番、三ツ村由紀です。通告に従い一般質問いたします。今回の通告は、幼児教育・保育施設の再編についてです。

初めに、邑楽町における待機児童について質問させていただきます。厚生労働省の定義では、保育園の利用申込みを済ませて保育の必要性が認定されているにもかかわらず利用できていない子どもを待機児童としています。以前は、保護者が育児休暇を取得している場合は、保育園に入園できなくても待機児童としてカウントされていませんでした。しかし、子どもの保育園が決まらずに職場復帰できない保護者が増加したことから、2018年に定義が変更されました。それにより育児休業中でも子どもが保育園に入るために保護者が行う活動である保活をしている家庭の子どもは、待機児童としてカウントされるようになりました。邑楽町では、保育所等の入園の申込みにおいて、前回9月の定例会で一般質問をさせていただいた際に、川島子ども支援課長から「令和6年4月1日現在についてですが、希望どおりの園に入園できない場合もありますが、どこの園にも入園できずに待機児童となっているケースはございません」との答弁がありました。今年も令和7年4月の入園の申込みが始まっており、例年どおり多くの保護者が申込みをしていたようですが、令和7年4月も邑楽町では待機児童ゼロの見通しとなっているのでしょうか。

また、令和6年4月1日現在では待機児童はゼロとのことでしたが、その後現在に至るまで年度途中の待機児童の人数の推移を各施設ごとに過去3年間についてお聞きします。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

来年度の保育所、こども園の入所、入園申込みにつきましては、10月15日から10月31日まで受付を行いました。来年度の入所、入園希望者数は116名で、昨年度の申込者数121名より5人ほど少なくなっております。来年度4月以降の入所等の調整につきましては、今月行われる児童保育審議会にて関係事項を審議していくことになっております。

続いて、過去３年間の施設ごとの現在の待機児童数についてですが、まず国が定義する待機児童とは、保育所に入所できていない子どものうち保護者が求職活動をしていない、ほかの保育サービスを利用しているといった特定の条件に当てはまるケースを除外した子どもたちのことを言っています。これまでに申込みのあったケースをこれに照らし合わせると、今年度及び過去３年間について、年度途中においても各施設での待機児童はゼロになっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○２番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。待機児童がゼロであるといっても、実際には保育所等に入ることができないケースもあるようです。制度上、待機児童にカウントされていないだけで、いわゆる隠れ待機児童とも言われる保留児童は、数多く存在すると聞いています。それは、入園できる保育園があるにもかかわらず、保護者が特定の保育園への入園を希望している場合です。兄弟で同じ保育園にしたいなどの理由から、希望する保育園に空きができるまで待っているケースは待機児童としてカウントされていません。また、働くつもりで申込みを済ませているものの、子どもを預けられずに求職活動を中断している場合も待機児童に該当しません。待機児童として発表されているこの数は、このような隠れ待機児童が含まれていないのが現状です。自治体によっては、保留児童の数を公表していないところもありますし、そもそも保留児童の数も待機児童の数として発表している自治体もあると聞きます。

そこでお尋ねします。このいわゆる保留児童について、町ではどのように認識しているのでしょうか。繰り返しになりますが、前回９月の定例会の際の川島子ども支援課長からの答弁である「希望どおりの園に入園できない場合もありますが、どこの園にも入園できずに待機児童となっているケースはございません」の中の希望どおりの園に入園できない場合というのは、この保留児童に当てはまるのではないのでしょうか。その場合、例年どの程度の人数が発生しているのか。待機児童の場合と同様に、その後現在に至るまで、年度途中の保留児童の人数の推移を各施設ごとに過去３年間について教えてください。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

まず、施設ごとの現在の保留児童の人数についてですが、今年度令和６年度の１２月１日現在におきましては、南保育園が４人、中央保育園が２人、おうらこども園が３人、風の子保育園が１人で、合計１０人となっております。昨年度令和５年度については、南保育園がゼロ、中央保育園が２人、おうらこども園がゼロ、風の子保育園が３人で、合計５人となっております。令和４年度は、南保育園が２人、中央保育園が４人、おうらこども園が２人、風の子保育園が４人で、合計１２人となっております。令和３年度は、南保育園が２人、中央保育園が１人、おうらこども園が４人、風の子

保育園が4人で、合計11人となっております。今年度、過年度ともに年度途中の保留児童は発生している状況となっております。

また、先ほど議員からご指摘のありました希望どおりの園に入園できない場合につきましては、保護者が特定の園の入所を希望している場合は、待機児童にはカウントせず、保留児童に含まれることになります。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。

では、なぜ年度途中に待機児童や保留児童が発生するのでしょうか。様々な要因が考えられますが、保育士不足も要因の一つにあると思うのですが、町の考えをお聞かせください。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

一般的に待機児童や保留児童が発生する大きな要因は、保育所やこども園の定員不足と保育士不足の2つが挙げられると思います。当町においても年度当初の受入れが目いっぱい状況で、その後の年度途中には在園児の退所、退園等の動きがないと入所、入園が難しくなり、待機児童、保留児童が発生してしまいます。また、その間に保育士の離職があったりした場合は、改めて募集をしなければなりません。資格を保有しながら現場で働いていない潜在保育士が多い中においても、なかなかすぐに採用に至らないのも現実となっております。議員のご指摘のとおり、保育士の不足は、この待機、保留児童の発生要因の一つになっているとも考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 前回9月の定例会で保育士不足の現状と課題というテーマで一般質問させていただきましたが、待機児童問題を解消するためにも保育士の育成、確保は急務と言えます。今年2024年4月から保育士の配置基準の見直しが行われました。町では、いずれの園も配置基準を満たすよう運営しているとのことですが、配置基準を満たす保育士が確保できず、子どもを定員いっぱいまで受け入れられないケースも少なくないと聞きます。そこで、配置基準を上回る保育士を確保したり、ICTシステムを導入して書類仕事の効率化を図ったりすることで保育士一人一人の負担が緩和されると思います。業務量の見直しは、離職率の低下や新たな採用につながると思います。保育士は、子どもの未来を担うやりがいのある大きな仕事ですが、責任に対して収入が見合わない、業務量が多く多忙過ぎるといった課題も多くの職場で指摘されています。保育士不足を解消し、待機児童問題を解決に導くために、国、町、職場が一丸となってこういった課題をクリアしていくことが必要です。保育人材が増えれば保育士一人一人の負担は減っていきます。多忙過ぎる業務に耐

えられなくて辞めたという保育士も、今後人材が増えることにより復帰しやすくなる可能性があります。保育士不足の解消は、待機児童問題の解消に大きく貢献すると言えます。

そこで、今回は別の角度からお尋ねしますが、待機児童問題の解消と保育士不足の状況を改善するために町では何をすべきだと考えますか、お聞かせください。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

まず、待機児童問題を解消するためには、保育の受皿を確保する必要があるとございます。また、不足している保育士の人材を確保するために働きやすい環境、魅力ある職場づくりは大事なことから考えております。これまでに保育士を含めた会計年度任用職員の処遇改善も行っていました、今後は働き方改革を推進していく意味においても、保育士の担う事務作業の負担を軽減するために、議員も言われたＩＣＴシステムの活用も視野に入れていき、離職防止や人手不足の解消につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○２番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。保護者が希望する保育園にいつでも入園できることが理想の状態であることは、誰も否定しないことだと思います。もちろん保育士等の人的資源の問題や制度面、財政面など課題が多く、実現は難しいことも理解しているつもりですが、子育てするなら邑楽町の下、どうか理想に向かっていただき、保護者の潜在的ニーズに応えるためにも真の待機児童ゼロを目指すべきだと考えます。希望する全ての子どもが安心して保育園を利用できるよう、町として責任を果たすことが喫緊の課題だと私は思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、幼児教育・保育施設の再編について伺います。今年８月２３日の全員協議会の際に、川島子ども支援課長から幼児教育・保育施設の再編についてという報告がありました。その説明の中では、幼稚園だけを統合する方向で検討していくということでしたが、具体的にどの園とどの園を統合するかなどの検討はまだこれからだとのことでした。

そこで、その進捗状況についてお聞きします。年々幼稚園より保育園の利用者が増えているとお聞きしましたが、幼児教育・保育施設の推移と現状についてお尋ねします。具体的に各幼稚園の利用定員に対する園児数と各保育園の利用定員に対する園児数についてお聞かせください。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

それぞれ１２月１日現在の数字になります。まず、幼稚園ですが、中野幼稚園は利用定員１５０人で

園児数は55人、長柄幼稚園は利用定員105人で園児数は37人です。

次に、保育園になりますが、南保育園は利用定員120人で園児数は127人、中央保育園は利用定員120人で園児数は121人、風の子保育園は利用定員100人で園児数は120人です。

最後に、おうらこども園ですが、まず教育利用は利用定員60人で園児数は11人、保育利用は利用定員150人で園児数は160人となっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 やはり幼稚園では園児数が大きく減少しており、保育園の利用者は増加しており、定員超過しているということがよく分かりました。

次に、幼児教育・保育施設の再編検討の経緯について、なぜそのような経緯に至ったのか、理由をお聞かせください。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 答えいたします。

先ほどの幼稚園、保育園、こども園における利用定員と園児数の比較でも分かるとおり、現在町立幼稚園の園児数は減少し、十分な集団活動が行えないことや、園行事の活性化に支障が出るなどの教育面での問題が生じています。また、保育園や認定こども園と比較して、保護者の負担や園児1人にかかる公費負担の増加も生じております。一方で、町立及び私立保育園は、これまでに定員増の変更を行ってきましたが、現在も定員超過が続いている状況となっております。そのような状況から、町の幼児教育・保育施設全体の教育内容の充実や施設運営の適正化を図るとともに、先ほどの課題を解決することを目的として、町の幼児教育・保育施設の再編について検討を開始していくことになりました。

また、町では昨年10月に園児数が大きく減少している町立幼稚園の翌年度入園申込者及び在園児保護者に対して、町立幼稚園の再編について検討を開始していく旨の通知をし、併せて町立の幼児教育・保育施設に勤務する職員に対しても説明及び意見聴取を実施いたしました。

幼保施設の再編検討の経緯については以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。

去年10月に保護者や職員に対しての再編についての説明や意見聴取を実施したとのことですが、職員へのアンケートを実施するとも聞きました。調査内容や調査結果について、またその日時についても教えてください。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

職員へのアンケートにつきましては、今年の4月22日から5月2日までの期間で町立幼稚園、保育園及びこども園に勤務する園職員140人を対象に実施をし、133人から回答をいただき、回答率は95%でした。調査内容としますと、町立幼稚園の園児数が減少している問題に対して、今後町立幼稚園を統合し、町内の保育ニーズが引き続き高い場合は、併せて保育機能を有する施設に変更することにより改善を図ろうと考えていますが、あなたの考えを教えてくださいというものでした。調査結果は、この改善策を進めるべきだと考えるが27人、やむを得ないことだと考えているが79人、分からないが21人、この改善策ではなくほかの改善策を推進するべきであるが5人、回答なしが1人でした。そのほか自由記述の調査もありましたが、約80%の職員が統合の必要性を感じている状況となりました。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。では、職員アンケートにより約80%の職員が統合の必要性を感じているということですね。分かりました。

保護者との協議内容についてお尋ねします。保護者へのアンケートや聞き取り内容、調査内容や調査結果について、またその日時についてもお尋ねします。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

保護者へのアンケートにつきましては、今年の6月3日から6月14日までの期間で、町立幼稚園、保育園及びこども園を利用する保護者250人から回答をいただきました。調査内容は先ほどと同じになります。調査結果につきましては、この改善策を進めるべきだと考えるが93人、やむを得ないことだと考えているが115人、分からないが41人、この改善策ではなくほかの改善策を推進するべきであるが1人でした。こちらも自由記述の調査もありましたが、約83%の保護者が統合の必要性を感じている状況となりました。職員や保護者からも協力的にアンケートに回答していただいたと感じております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。では、保護者へのアンケートでは約83%の保護者が統合の必要性を感じているということですね。分かりました。

では、今回パブリックコメントを受け付けるとも聞きましたが、12月現在どのような状況なのでしょうか。分かる範囲で教えてください。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

パブリックコメントにつきましては、今年度策定する令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とした第3期子ども・子育て支援事業計画の策定において実施を予定しています。この事業計画の素案に今回の再編計画を反映させた上でパブリックコメントを実施し、意見について反映させる予定になっております。スケジュールでは、パブリックコメントは年明け令和7年2月を予定しております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 来年2月の予定ですね。分かりました。

では、経費削減も幼児教育・保育施設の再編の目的であると8月23日の全員協議会の中でお話がありました。再編することで運営費、人件費などの経費削減につながると思いますが、どの枠組みで再編するかによってどれだけ経費削減ができるかは、町が事前に算出可能だと考えますが、現段階でどのように試算しているのか教えてください。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

現時点での経費削減についての算出は、申し訳ありませんが、まだできてございません。今回の再編計画については、町立幼稚園の統合に併せて保育機能を有する施設に変更することも検討しております。したがって、幼稚園の部分につきましては統合による経費削減の効果はありますが、保育機能の部分については新たな経費が生じることを想定しております。今後、計画がより具体的に決まりましたらお示ししていきたいと考えております。

以上です。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。では、現段階で経費削減の算出が難しく、保育機能の部分について新たな経費が生じる可能性があるのであれば、その数字が決定次第、子ども・子育て会議に提出し、判断を仰ぐよう要望します。

続いて、幼児教育・保育施設を統合した場合、その後の施設はどのように活用する予定でしょうか。例えばの案ですが、邑楽町にある町立の2つの幼稚園、長柄幼稚園と中野幼稚園を統合した場合、どちらかの施設が空きます。その場合、空いた施設を保育園やこども園としての活用方法もあるのではないのでしょうか。そうすることで保育士不足さえ解消できれば、もっと余裕のある保育環境の整備が最少の投資で可能になります。保育園教諭と保育士資格の両方の免許、資格を持つ保育士が必要になりますが、待機児童や保留児童の解消につながると考えます。

最後に、子育てするなら邑楽町の下、主体である子どもたちにとって一番よい選択肢は何か。また、いつ頃を目標に再編を考えているのであるかお聞かせください。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

再編後の施設の活用方法ですが、空いた施設にもよりますが、町として効果的で住民にとって利便性のある活用を検討していくことになると思います。これまでのアンケート結果を参考にしたり、子ども・子育て会議専門部会においても協議していくことになると考えております。

また、今後のスケジュールにつきましては、年明け2月頃にパブリックコメントを実施した上で第3期子ども・子育て支援事業計画を策定し、令和7年度は保護者説明会や再編する施設の検討及び決定をしていき、令和8年度は児童、職員間の交流事業を実施することでスムーズな移行を図っていき、令和9年度を目標に再編できるように今後の準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。では、令和9年度を目標に再編できるように準備を慎重に重ね、都度、進捗状況等をご報告いただけたらと思います。

では最後に、町長にお尋ねします。待機児童や保留児童の問題、保育士不足の問題、また幼児教育・保育施設の再編について、町長の考えをお聞かせください。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

待機児童や保留児童の問題につきましては、全国的な問題でありますけれども、当町におきましても、待機児童は数字の上は発生していないけれども、逆に言うと保留児童については一定程度毎年発生しているような状況があるというようなことでございます。

また、保育士不足も全国的な問題であり、町も会計年度任用職員だけでカバーし切れずに派遣業者を相当数毎年増やして対応しているのが現状でございます。議員が言われるように保育士が不足すると待機児童の増加にもつながってまいりますので、引き続き会計年度任用職員の処遇改善に努めたり、正規職員も含めた職員の働きやすい環境を整備して早期離職者を防いだり、積極的な正規職員の人材確保に今後も努めてまいりたいと、このように考えております。

また、幼保の施設の再編計画につきましては、先ほど担当課長のほうから具体的なスケジュールについてもお示したところでございますけれども、今後も子ども・子育て会議専門部会を中心に議論を進めて煮詰めていきたいというふうに考えています。総合計画の中でもこの子育て支援につきましては、最重点施策の一つでありますので、広く保護者の声も聞きながら、丁寧にこの問題に

については進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 町長、ありがとうございました。

少子化対策、子育て支援と言われておりますが、その対策や支援が現実とかけ離れているのであれば、それは気休めであり、町の自己満足にすぎません。町でサポートできる部分はしっかりサポートする。子育てのストレスは計り知れませんが、町が少しでもそのストレスを解消、軽減するために保護者の潜在的ニーズを追求した支援を行ってほしいと思います。待機児童や保留児童の問題、保育士不足の問題など問題が山積みです。

また、幼児教育・保育施設の再編の検討など町がやらなくてはならないことはたくさんあります。ですが、邑楽町の未来にとって、ひいては日本の未来にとっても子どもたちの存在は宝以外の何物でもありません。主体である子どもたちにとって一番よい選択肢は何かということを一番に考え、どうか保護者や子どもたちの目線に立ち、邑楽町に住んだら子育てが楽になるよ、子育てをするなら絶対に邑楽町がいいよと町民の皆様から言ってもらえるような支援を行っていただきたいと要望し、私の一般質問を終了いたします。最後までご清聴ありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午後 2時37分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時55分 再開〕

◇ 瀬 山 登 議 員

○黒田重利議長 10番、瀬山登議員。

〔10番 瀬山 登議員登壇〕

○10番 瀬山 登議員 議席番号10番、瀬山登です。本日の一般質問の最後になりました。もう1時間で会議が終わりますけれども、最後までよろしく願いいたします。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

タイトルは、いろいろ考えたのですが、通行しやすい道路は、住み良いまちに繋がる。反対語で言うと、通行しづらい道路は、住みづらいまちに繋がる、ということで、道路問題について質問させていただきます。道路管理は建設環境課の所管なので、7月1日付で就任されました新課長、石原課長には大変ご苦勞をかけますが、よろしくお願いいたします。

また、私の所管は産業福祉常任委員ですので、委員会の中で道路状況についてはいつも関心を持ち質問をしていましたが、問題提起してもなかなか解決策が得られないので、再度今日の一般質問

になりました。

それから、私は以前、令和3年第4回定例会で道路環境についていろいろと疑問を持ち、タイトルは道路、街路樹管理について一般質問をいたしました。そのときの問題提起が改善されたこと、また変化なしで改善環境がよくも何にも変化がない場所があります。どうしても道路環境がよくなってもらいたいと思うことから、再度今日の問題提起をさせていただきます。

まず、幾つか写真を撮ってきました。この道路は、県道足利邑楽行田線なのですが、まだほかにいろんな道路に問題があります。実は、ある町道幹線道路に民地から樹木、竹、雑草等がだんだん延伸してきて交通妨害が発生しているため、対策を申し入れても担当課では対処できない状態である。また、長柄地区では県道足利邑楽行田線や国道354号の街路樹、路肩等に雑草が大きく生え茂っていてもそれをきれいにできない。交通安全に支障が起きるなど生活環境の悪化状態が長く続いた状態が起きているのに、何の処置もしないで改善されない状態である。特に毎年夏から秋にかけて同じことが起きています。処置をしない訳を担当課長にまずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○黒田重利議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

町道における街路樹の管理等につきましては、造園業者へ委託を行っております。町管理部分の植栽ますや歩道と車道の間等から生えてくる雑草につきましては、適宜、職員や高齢者活力センターにお願いするなど、管理を行っている状況であります。

また、お話にありました国道354号や主要地方道足利邑楽行田線、県道赤岩足利線等の県道において除草や植栽剪定などの苦情を受けた場合には、管理者である館林土木事務所へ連絡し、対応を依頼しております。内容としますと、歩道などの植栽ますから草が伸び歩道を塞いでいることや、交差点部において街路樹により車の見づらい状況が発生しているなど多数寄せられております。また、各小中学校よりいただく要望につきましては、学校教育課を通して建設環境課が窓口となり館林土木事務所に依頼を行っております。

館林土木事務所の管理する道路の除草については、雑草の繁茂状況から最適な時期を見計らい、年間1回の除草を行っておりますが、雑草の伸びがよく、除草が追いついていない状況のようでございます。危険な箇所につきましては、適宜対応をお願いをしておりますが、十分な管理とはなっていない状況でございます。町としましても強く適正管理の要求を館林土木事務所へ行っているところでございます。

以上です。

○黒田重利議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 今回の回答を聞きますと、やはり国道、県道は館林土木事務所が主にやる。そ

ういう責任においてやっているということですが、それが邑楽町だけなのか、それとも他町村のはやっているのか。やはり邑楽町の部分の道路ですから、他町村には関係なくしっかり行政が要求し、年1回で雑草が適正な高さになるとは限りません。毎年同じところから起きているものですから、もう先手、先手の対応が必要なので、やはりこれはもっと深刻に考えて対応する必要があると思います。

次に、各行政区でも大小様々な問題、要望があると思います、建設環境課に。道路関係でも交通問題が発生していると思う場所のお願いが相当あるのではないかと思いますけれども、建設環境課で受けている苦情、問題等はどのくらいあるか、過去3年ぐらいをお聞きしたいと思います。

○黒田重利議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

苦情の件数につきまして、令和3年度から令和5年度までの状況をお答えいたします。令和3年度では、草等の苦情が84件、令和4年度では80件、令和5年度では102件が寄せられています。そのうち道路としての苦情につきましては、令和3年度では48件、令和4年度では40件、令和5年度では66件となっております。

適正管理ができていない場所は、多くが所有者が遠方であったり、所有者であることをまず認識をしていない場合が多く、対応までに時間がかかっている状況であります。対応されない場合には、再度通知を送るなどお願いを継続している状況です。また、近年相続放棄等により管理者不在となっている空き地や空き家が多くなっている現状でもございます。管理者不在の土地については、道路標識が見えなくなっている、歩道を塞いでしまっているなど緊急性を要する場合は、地元行政区の方たちと相談を行い、町において対応を行っている状況でございます。

以上です。

○黒田重利議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 今、回答がありましたように、毎年40件から60件の道路に対する苦情が出ている。恐らく今の回答にもありましたが、所有者がはっきりしないため、所有者管理でお願いしても対応されない。対応されないということはそのままになっている。ですから、前回私が質問して、民地から出ている竹、それから樹木、草等をお願いしましたが、全く変化がなく、同じ状態が延々と続いています。今回も写真撮ったのですが、ただいろいろ民地、所有者に大変侮辱的なことになって出せないということで、写真は出せませんが、今日この写真撮ったものは国道の歩道です。問題なく出しましたが、これよりももっとひどい状態が町道幹線道路に起きているところがあるのです。どうしてもそれを私は早く解決、解消していただきたいと思い、いろいろお願いしています。ですから、できない問題を担当課長としては今後どのように住んでいる住民のためにやっていくか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○黒田重利議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

管理者等の確認に対して大変時間がかかっている状況はございますが、しっかりと管理してくれている所有者の方、大変多くおる状況でございます。町が手を出すことを前提に動くのではなく、しっかりと民地の管理として行っていただけるようにこれからも努めていきたいと思っております。

また、通行上大変支障がある、子どもたちに危険性があるようなところにつきましては、適宜対応は取っていききたいと思っております。

以上です。

○黒田重利議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 どうも納得ができません。危険性がある道路はやるとか今ちょっと申しましたけれども、危険性がある道路が、実は私が一般質問した令和3年以前からもうずっと続いている。一部ちょっと所有者が、いろいろいますから、変わったところもあるのですけれども、全く変わっていない。では、危険性がないのか、ないところは構わないのかと。そういう答えになると、では誰が危険性を感じるのか。やはりもうちょっと要望とかお願いが出たら前向きに、いつまでには期間を設けて対処します。やはり町道幹線道路ですからいろんな人が通りますので、もちろん通行量も多いです。もう通行する人には大きな迷惑になっていますので、やはり危険性があるないを別に、要望があったら早めに取り組んで対応するのが担当課の任務ではないのかなと思います。その辺、課長、どうお思いでしょうか。

○黒田重利議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

危険性の判断ですけれども、職員が現場を見て、歩行者の状況、交通量の状況等を見ながら確認はさせていただいておる状況であります。また、議員ご指摘の場所ですけれども、所有者が大変多くいるところで、長く町のほうからずっとお願いをしている状況でもあります。その中でしっかりと管理をしているような状況を行っていただいている方たちもいますので、残った場所だけ町がやってしまうということもできませんので、その方に対してしっかりとお願いをしていく状況であります。

以上です。

○黒田重利議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 今の回答ですと、何人も所有者がいた場合、きちんと所有者がやってくれている場所とできない場所がある。やってくれている人に大変町はありがたく感じているけれども、

やらない人、町の業務でやってしまうと、やってくれている方に大変申し訳ないとかいう感じでございます。問題は、やるやらないは、誰がやってもいいのですけれども、やはり道路をきれいにする、障害物をなくすというのが前提ですので、では誰が一体やるのだというのをきちんと位置づけていかなければ、所有者だけに任せておいていいのか。道路管理者として、ではそこが原因で事故が起きたときに、所有者が悪いのか管理者が悪いのか。やはり道路に出たものは、管理者が、最後はごみでも何でも撤去しなくてはならないのではないかなと私は思うのですけれども。ですから、これからあくまでも道路に出た樹木は個人の所有物なので、土地の所有者に対応する、お願いするということだけを前提に置かないで、高齢者のひとり住まいや空き家、不耕作地がどんどん増えていますので、そこから出たものは、やはり何とか早めに手を打つ方法を出してもらいたい。こういう議会の場所で取り上げてそれを実行していかないと、いつになっても住みよい町が、きれいな町ができない。ほんのわずか残った部分が相当悪影響を出しますので、その辺を課長にもう一度、最後は行政がやりますという言葉을いただきたいと思います。

○黒田重利議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

行政でやるという言葉は、一担当課長として出すことはできませんので、しっかりと今までどおりの道路管理を徹底していきたいと思います。

以上です。

○黒田重利議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 担当課長としては、責任上言えないということでございますので、それはまた後に置いておいて、次に道路愛護活動について伺います。

年間2回、地域で道路愛護清掃活動を行っております。この活動は、生活環境委員と土木委員と区でお願いしているわけですが、この愛護活動を町ではどこまで理想化を、思惑があるのか、その活動の思惑をお聞きしたいと思います。

○黒田重利議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

町では春と秋の年2回、土木委員を中心に道路愛護運動と、生活環境委員を中心に環境美化運動を行政区の方たちをお願いしております。町民の参加による道路の維持保全と快適で清潔な町づくりを推進する事業として同時にお願いをしているところでございます。運動を通じて道路に対する関心と公共施設としての道路を大切に維持保全し円滑な道路交通を確保すること、空き缶の投げ捨てなどによるごみの散乱防止を目的として実施をしております。機械を使った草刈り等を行っていただいている場所もありますが、鎌やスコップ、ほうきなどを使った道路清掃や空き缶などのごみ

拾い、水路の泥上げなどを行っていただいております。コロナ禍において実施が難しい状況がありましたが、令和5年秋の道路愛護運動、環境美化運動より全行政区が再び実施していただくことができております。今後も町民の皆様に道路や生活環境に対する関心を高め、道路を大切に維持保全し円滑な交通を確保する運動、環境美化運動として各行政区に協力依頼をこれからも行っていきたいと思います。

以上です。

○黒田重利議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 実は、この道路愛護ですけれども、回答は要らないですけれども、地域によっては参加が大変低くなっているというところもありまして、出ない人には何か罰を科せるとか負担を取るとか、そういうことも起きていると聞いております。ですから、私なんかは思うのですけれども、本当に30分程度で終わる簡単な作業だけお願いして、広範囲にわたる大きな問題は地域と町が共有して、やはりお金はかかりますけれども、対応していかなくてはいけないのかなと思います。そういうことで、この地域を愛する道路愛護も続けていただいていた方がいいのですけれども、地域住民がお互いに対立が起きないように、みんなそれぞれ都合がありますから、ご指導、無理な強要はしないようお願いしていかなくてはならないのではないかと思いますので、ちょっと頭に置いておいていただきたいと思います。

次に、道路環境について喜ばれることも多々あります。町では、最近町道幹線道路や交通量の多い道路から消えていた道路標識、側道やセンターラインを塗り直して、随分きれいに変貌できたところが多く見受けられます。また、私、鶉に住んでいるのですけれども、鶉の幹線道路20号線では、今日写真撮ったのですけれども、20号線というのは邑楽町鶉農村広場の東の通りで、多々良沼公園に国道から通じる公園の玄関口にも当たる大変広い農免道路です。これが今から3年前は、植樹されていた木が半分以上枯れ、枯れた後には雑草が生い茂り、実ってやはり歩道に出て、通学道路ですから子どもたちにも大変悪い環境をつくっていた。それが今ものすごくきれいに変貌しました。ちょっと写真を提示したいと思います。これ見ていただけますか。ものすごくこの植え込みも全部オオムラサキツツジで植えて、最高にいい環境になりました。道路の上乗りも昨日あたり完成しまして、ラインを引いて、もう1級国道に匹敵するほどすばらしい町道でございます。

また、高齢者の花街道コンクール活動や地域ボランティアによる花街道は、長い距離を四季管理して維持され、いろいろな花を咲かせて通行人が楽しめます。大変豊かな環境をつくっていただいで、私も時々そこを通るのですけれども、通るたびに心の中で感謝している次第です。そういうことで、道路は町内町外問わずいろんな人が通りますので、やはり環境については、整備については大事な事業だと思っています。

次に、通行しやすい道路の関連で、舗装道路に発生した穴埋めの修復工事について伺います。写真にあるように、これは町の建設環境課で受け付けて道路にマークしたペイントの印です。この印

がなされてからこの修復までに相当期間を今要していると思っています。これがどのくらい平均的に経過しているか、担当課長にお伺いしたいと思います。

○黒田重利議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

舗装道路の穴埋めの補修については、発見された方や地元役員、また包括連携協定により郵便局員からの通報、職員のパトロールなどで確認した場合には、補修箇所の緊急性と補修内容の判断をし、対応を行っております。緊急性が高いものにつきましては、常温合材というもので職員により補修を行いますが、緊急工事として業者委託を行う場合等もあります。

その他のものについては、先ほど写真にあったとおり現地に赤色のスプレーで印をつけ、1週間分程度の補修箇所をまとめて年間委託業者に依頼を行っております。確認から補修まで作業日の調整等もあり、おおむね1か月程度の時間をいただいております。

以上です。

○黒田重利議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 今お聞きしますとおおむね1か月、毎日通る道路が1か月以上穴になっている。大変危険といえば危険。浅ければ危険ではないけれども、だんだん穴というのは交通量が多いところでは拡張、拡大もすると思います。過去に町では、邑楽町ですけれども、事故が起きた経過があります。舗装道路に空いた穴が原因と思われる場所で原動機付二輪車がハンドルを取られ、単独の転倒して死亡事故が起きた経過があります。このことから、当時対策として郵便局員の方に、各町道を回っていますから点検していただき、穴が空いたら通告、通報していただければ、即座に対応しますというような対策がなされた時期が、たしか私の記憶であります。今のお話を聞きますと、1か月というのはちょっと長過ぎるのではないかと考えています。もっと敏速な処置はできないか担当課長にお伺いします。

○黒田重利議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、舗装に空いた穴は修繕を行わないとどんどん大きく深くなっていくことから、早期の修繕が望ましいことではあります。今後も委託業者と調整を行い、なるべく早くの修繕を行いたいと思います。

また、事故になりそうな大きな穴、深い穴等については、職員による応急処置をしっかりと実施して道路の安全確保を行っていきたいと思います。

以上です。

○黒田重利議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 とにかく住民が毎日生活で使う道路、問題が起きたときは、やはり対応は早めにやっていくのが住民サービスになるかと思います。

町長の考えもお聞きしたいのですけれども、通行しやすい道路整備は最大の住民サービスと私は思います。外来者の方にも邑楽町のイメージアップにつながると思います。町のトップの町長の考えをお聞きしたいと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、通行しやすい道路整備というものの、安全に通行できる道路は、住みよい町の要件として非常に大切なものだと、私もそのように思います。街路樹の管理であるとか舗装の穴埋めの管理など、こういった安全対策につきましては、引き続き継続して町の責任において行うべきところはしっかりと行っていききたいと思いますけれども、議員ご指摘のとおり大変時間かかっていると、そのような部分が見受けられるところは改善をしていく必要があるかと思っています。そういったことから、現在の道路管理に対するいわゆる舗装の補修等の委託に関しては、町内全域を1者に年間委託で発注しておりますけれども、来年度からは町をどこかで線を引いて、2分割をして2者で対応して、より迅速に対応できるように今検討を進めているところでございます。今後通行しやすい道路となるように、維持管理については適正に道路管理者の責任で行っていききたいと、このように考えております。

以上です。

○黒田重利議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 県道や国道、これらの街路樹も、先ほどもお話に出ましたが、館林土木事務所の管轄でお願いしているということでございます。これをトップがもっと県議、あるいは県の担当に早めの処置をするように申し入れれば、もっときれいに早く、年1回の除草ではなくて2回、3回の除草がお願いできるのではないかと考えています。

ちなみに、国土交通省がやっている河川の土手等は、去年かおととしまでは年2回が、たしか令和6年度あたりから年間3回、機械による除草を行うことになりまして、土手を散歩する方にもかなりよい環境につながっていると思っています。トップとしてももう少し申入れがされるように努力していただけるか、お聞きしたいと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

管理者である館林土木事務所長につきましては、私のほうから街路樹あるいは植栽ますの除草の管理等について既に申入れ等も行いました。そのような中で、所長からの回答といたしましては、

できるだけ各自治体にご迷惑かけないように維持管理をしていきたいのだけれども、予算の制約があって対応できない状況で大変心苦しいと。本当に予算措置がされれば、皆さんから苦情をいただく前に対応したいところではあるけれども、昨今の群馬県も財政状況が大変厳しい中で、今までの維持管理費よりも削減をされている中での対応ということで、ご理解いただきたいというようなお話がありました。今後も群馬県の道路管理者に対しましても私のほうからも働きかけをしていきたいと思っておりますけれども、地元選出県議等も協力しながら、議員おっしゃるように適正な、国県道についても道路維持管理が図れるように、働きかけは継続してまいりたいと、このように考えております。

○黒田重利議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 道路についていろいろ自分なりに感じたことを申し述べさせていただきました。先ほども申しましたが、所有者が管理、手をつけられない場所について、実はあの対策については、私だってやる気なら1時間足らずで終わるのです。問題は、担当が対応するかしないかの問題だと思いますので、これからも住みよい町を官民一体になって築くために、つくっていくために精いっぱい努力して、いつになっても所有者が手をつけなかったら、せめて申入れがあってから1か月ぐらいのうちに反応が出るような行動を起こしていただきたいなと思っています。要望して、私の一般質問はこれで全部終了いたします。大変ご清聴、最後までありがとうございました。

以上です。

◎散会の宣告

○黒田重利議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日の会議は以上にとどめ、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定しました。

なお、明日11日は午前10時より会議を開き、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

〔午後 3時39分 散会〕